

日本弁護士連合会第72回定期総会報告

2021年6月11日（金）於・弁護士会館2階講堂「クレオ」

日本弁護士連合会第72回定期総会は、2021年6月11日（金）午後0時30分から、弁護士会館2階講堂「クレオ」において開催された。

出席者は、午後1時の時点で、出席弁護士会30会、出席弁護士数のうち本人出席が286名、代理出席が7,515名の合計7,831名であった。

また、事前に弁護士会から書面によって提出された議決権の数は22個、事前に代理人から書面によって提出された議決権の数は2,704個であった。

なお、外国法事務弁護士の本人出席は3名、代理出席が17名、事前に代理人から書面によって提出された議決権の数は3個であった。

総会は、淵上玲子事務総長の司会で午後0時30分から始められた。

開会前に事務連絡を申し上げる。定期総会開催に当たり新型コロナウイルス感染防止対策について御案内する。手洗い等の実施、アルコール消毒液の使用及びマスク着用にご協力いただきたい。クレオ内の密集を避けるため、クレオの外と日弁連の会議室にも議場を設けているので、クレオが満席になった場合は、それらの議場に案内させていただく。受付に体温を確認するためのサーマルカメラを設置している。受付を済ませた皆様は、既に体温測定にご協力いただいたということになる。御協力に感謝申し上げます。検温にご協力いただけない場合、検温の結果37.5度以上の発熱が確認された場合、体調不良と見受けられる場合、マスクを着用いただけない場合は、入場をお断りさせていただいている。開会後に、体調不良と見受けられる場合、退出をお願いする場合があります。御発言の際は、必ずマスクを着用したままをお願いする。マスクをお持ちでない方は、事務局まで申し出られたい。

今回の総会は、各弁護士会及び支部の会議室でのインターネット中継による傍聴を導入している。また、本日の録画動画は追って日弁連総合研修サイトに掲載する予定である。

それでは、荒中会長より、御挨拶を申し上げた後、開会宣言を行う。なお、本日の総会が公開となっていることから、マスメディアの傍聴がある。また、写真撮影の要望が来ているので、プライバシーの保護と円滑な進行を図るため、発言者等の姿をみだりに撮影されないよう、マスメディアの方々には御協力をお願いしている。

荒中会長が開会を宣言し、次のとおり挨拶した。

本日もまたこの定期総会、この会場が満杯になり、外の会場もかなりの人が入ることが予想されている。お忙しい中、そして私どもコロナ禍の中で大変な制約を受けながら日々の活動をしているが、そのような中、全国各地からこのように多数の会員の皆様方に御出席いただき、本定期総会が開催されること、心より御礼申し上げます。

また、常日頃から私ども日弁連ではアンケート調査、意見照会、ホットラインの開設等々、様々な課題・テーマについて御協力・御尽力いただくことを要請しているが、適切な確に、各弁護士会の先生方、ブロックの先生方に御尽力いただき、日弁連の会務にその結果を反映できていること、重ねて心より御礼申し上げる。

さて、私ども2021年度の執行部は4月1日に船出した。昨年に引き続き今年もまた緊急事態宣言下での活動になり、大きな制約を受けての活動になったが、昨年とは違う様相の中で、昨年できなかった主要な行事、主要な会議を開催してここに至っている。

まずは、4月、役員就任披露式というものを毎年開催しているが、昨年はできなかった。それを今年、場所をホテルに変えて、万全の態勢を敷いて、オンラインも活用しながら法曹三者だけではなくて多数の国会議員、官僚、そして諸団体の皆様方に御出席・御参加いただき盛大に開催することができた。さらには、今、国会開会中であるが、政党の皆様との意見交換会も先月させていただいた。また、昨年できなかった歴代会長の皆様方との意見交換会も、オンライン併用でリアル、オンライン両方御活用いただき、2000年以降の会長経験者10名の方全員に御列席いただいて意見交換することができた。

そして、正に今日、昨年この時期にできなかった定期総会を開催する運びとなった。予定していた日時において開催できたことは本当に嬉しい限りである。しかしながら、開催地については、もともと広島で開催する予定であった。そのため、広島の先生方には長期間にわたり御準備いただいたにもかかわらず、パンデミックが収まらず今日に至ったため、地元会の先生方にも意見を伺いながら、場所をクレオに移して開催するという事を理事会にお諮りし、御承認いただいて今日ここに開催する運びとなった。

このような形で最重要の会合である定期総会を開催できたこと、これは前年度3月5日に臨時総会を開催し、会則改正、議事規程など様々な規程の改正をしておいたおかげということで、改正に御尽力いただいた皆様方に深く敬意を表し、感謝申し上げる次第である。

さて、我々2021年度の執行部は、昨年来の懸案事項の総取りまとめということも幾つかやらせていただいた。少年法改正問題については、既に皆様方も御承知のとおり、本国会に上程され成立しているところではあるが、逆送問題について附帯決議の中で、犯情だけではなく、要保護性というものについても考慮要素にするということが私どもの大きな懸案事項であったが、参議院の附帯決議においてようやくこれを組み込むことができ、実務に使うことができるようになった。

また、検察庁法の改正、国家公務員法の改正においては、国家公務員法の閣議決定による公務員の定年延長の問題については残ったままだった。これをやめさせる、これを法案に明示させるということが一つの課題であったが、これも何とか無事入れることができ、あの閣議決定を事実上、無効なものにするということができたかと思う。

その他、入管法の改正問題等についても、多くの会員の皆様方の御尽力により廃案となり、出直しに持ち込むことができた。昨年来の活動がこのように実を結ぶということもあった。そして、今年度もまた基盤整備というところで法曹人口の問題についてこれから皆様方にお諮りし、取りまとめをしていくという懸案事項が残っている。

さらに、民事訴訟のIT化を含む民事司法改革、後ほど、また御報告があろうかと思うが、これは家事、民事執行にも適用になっていくであろう。また、刑事手続のIT化につ

いても検討が始まった。これらに対して当年度の執行部はきちんと対応していかなければならないと思っている。

もう一つある。男女共同参画社会の実現ということで、今年度は4名の理事の皆様方に入っていただいて71名の理事が75名になって、より活発に意見交換させていただいているところであるが、これをもっともっと定着化し拡大していく必要があるかと思っている。

このような日弁連の懸案事項を前へ半歩一歩、二歩三歩進めていくというようなことをしていきたいと思っているが、前年度できなかった予算の裏付けをもって確実に執行していくということを今回は是非ともこの定期総会で御承認いただいて進めてまいりたいと思っているのでよろしくお願いしたい。皆様方におかれては、2021年度の執行部に対してこれからも御支援・御協力をお願いする次第である。

さて、お手元には小冊子を配布させていただいた。令和3年度の被感謝者・被表彰者芳名簿である。ここには前年度のコロナ禍の中で御尽力いただいた15名の副会長の皆様の芳名が記載されている。この方々に感謝状を贈呈するというを御報告させていただく。次のページから在職70周年、60周年、50周年、合計すると300名前後の方々になる。長年にわたり我々の使命である基本的な人権擁護と社会正義を実現するというについて御尽力された方々である。この方々を表彰するという事も併せて御報告させていただく。この方々におかれては、私たちの後に続く者に対して温かい眼差しを向けていただき、引き続き私たちの活動に御支援・御協力を頂くよう切にお願いする次第である。

以上をもって、この2021年度の定期総会の開催に当たり、私からの御挨拶とさせていただきます。

それでは議事に移らせていただく。

日本弁護士連合会第72回定期総会をこれより開催する。開会に当たり定足数の充足について確認する。会則第40条の3によれば、総会は代理人及び書面によって議決権を行使する者を含め、5,000個以上の議決権を有する弁護士会又は弁護士である会員の出席がなければ議事を開き議決をすることができないとされている。

書面による議決権行使は、本年3月5日の臨時総会において改正された会則第40条の2第1項及び第2項に基づくものである。12時30分現在で、既に本人出席が173名、代理出席が4,863名、会出席が25名、合計して5,061名が受付を済ませた。また、事前に代理人によって書面によって提出された議決権の数は2,704個、弁護士会から書面によって提出された議決権の数は22個である。以上により定足数を満たしていると認められるので、これより開会を宣言させていただきます。

続いて正副議長の選任手続がなされ、荒会長が選任方法について議場に諮ったところ、常盤政幸会員（第一東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、他に意見がなかったため、荒会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、荒会長は、議長として伊東卓会員（第二東京）、副議長として延命政之会員（神奈川県）及び村田智子会員（東京）をそれぞれ指名し、正副議長から挨拶が

なされた。

議事規程第5条に基づき、荒会長から議案が提出された。また、書面によって行使された議決権の賛否の内訳についても提出された。

議長は、議事録署名者として、志賀剛一会員（東京）、西尾雄一郎会員（第一東京）及び小川英郎会員（第二東京）の3名を指名した。

議長は、議事に入る旨を宣した。

村田副議長 「幾つか御案内させていただく。本日の総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐ対策としてクレオ内の座席を大幅に減らすとともに、クレオ以外にも2階ロビー、1階エントランス、17階1701、1702、1703、1704、16階来賓室を議場とし、クレオと一体の議場として取り扱い、クレオ内の映像及び音声を中継する。クレオが一杯になった時点で今申し上げた場所を順次議場として拡張する。なお、17階及び16階の議場の様子はモニターで確認できる態勢をとっている。

また、2階ロビーは副議長が管理するが、17階、16階及び1階エントランスの議場については、管理する者が必要なため、後ほど議長が指名する議場管理責任者に管理していただく。

なお、クレオを含む各議場は換気のため議場閉鎖時にも扉は開けたままとするので、事務局の案内に注意されたい。議場閉鎖中は扉が開いていても、議場への出入りはできない。

議場において発言される際の注意事項であるが、発言しようとする会員はまず挙手をして「議長」と呼んでいただきたい。許可を受けずに発言することはできない。発言の際は必ずマスクを着用されたい。議長の発言許可があった場合には、所属弁護士会と氏名をフルネームで告げた上、発言されたい。発言は必ず場内のスタンドマイクを使用していただきたい。

以上の点は整然とした議事進行の上からも、また記録上も重要であるので是非お守りいただきたい。なお、発言後は、マイクに備え付けている消毒シートを使って発言者御自身でマイクを拭いて消毒されたい。

また、クレオ以外の議場で出席する会員については、クレオのマイクで発言いただくこととする。発言権を確保するため17階及び16階の議場で出席する会員が発言を希望する場合は、各議場の議場管理責任者にお申し出いただき、2階クレオ内までお越しいただきたい。クレオ内に質問者用の待機席を設けているので、あらかじめ御移動いただくとスムーズになる。席数の関係で発言後は元の議場にお戻りいただきたい。クレオ、2階ロビー及び1階エントランスで出席する会員が発言を希望する場合は申出は不要であるので、直接クレオ内の待機席にお越しいただきたい。受付及び議場内の職員において質問・意見用紙を用意しているので、質疑や討論を希望する会員は、できるだけあらかじめこれに記入され、場内の職員にお渡しいただきたい。

あらかじめ代理人を選任していながら本日出席された方に申し上げる。自ら議決権を行

使される場合は、代理人から御自身の議決権を戻してもらい必要があるため、受付にお申し出いただきたい。なお、出席者票を持たないまま挙手をされてもカウントはされないため御注意いただきたい。

採決の際の議決権行使について。採決に関しては挙手により掲げられた出席者票の数、出席者票に記載された代理議決権の数及び会出席の数を合計したものが議決権の数としてカウントされる。賛成、反対、棄権のいずれにも挙手されない場合、出席者票を掲げないで挙手された場合は、いずれもカウントされないため、御注意いただきたい。なお、都合があり途中でお帰りになる場合は、必ず出席者票を議場外の回収用ボックスか受付にお戻しいただきたい。

賛否双方の会員から代理人選任を受けている方、いわゆる議決権の分離行使について申し上げる。議案によって賛否の数の振り分けを変更する必要がある場合は、各議案の採決となる前に、あらかじめ受付において手続きを受けていただきたい。

外国法事務弁護士は、本総会の議案については第5号議案及び第7号議案から第19号議案までについて意見を述べ議決権を行使することができる。また、第1号議案から第3号議案までの決算及び予算の議案のうち、直接外国法事務弁護士に関する事項について意見を述べることができる。

総会の議事は会則第54条第1項により公開されている。傍聴席を設けたため、傍聴者の方はその傍聴席で傍聴願いたい。傍聴の方は、発言することができない。また、本日の総会は、各弁護士会の会場にインターネット中継で同時配信し、希望する会員が傍聴できるようにしている。

冒頭で御案内したとおり、クレオ以外の弁護士会館内の議場と中継するが、万一中継が途絶してしまった場合は、復旧作業を行う。復旧作業中は休憩するため、議長の指示に従っていただきたい。また、傍聴のために各弁護士会に配信しているインターネット中継については、仮に通信が途絶した場合でも議事を進行するため、あらかじめ御了承いただきたい。なお、本総会の録画データは追って日弁連総合研修サイトに掲載する予定である。」

議長 「ただ今副議長からお願いした点、とりわけ議事を円滑に進行するため質疑や討論を希望される会員は、できるだけあらかじめ質問・意見用紙に記入され場内の職員にお渡しいただくよう、くれぐれも御協力をお願いします。

なお、17階、16階及び1階エントランスの議場については、以下の会員を議場管理責任者に指名する。2階ロビーは副議長が管理する。1701会議室・武内大徳会員（神奈川県）、1702会議室・柳楽久司会員（第二東京）、1703会議室・五十嵐康之会員（第一東京）、1704会議室・吉岡毅会員（第一東京）、16階来賓室・小町谷育子会員（第二東京）、1階エントランス・永塚良知会員（第一東京）。状況に応じて議場管理責任者の皆さんには適宜役割を相互補完いただくようお願いする。

さらに進行についてお願いがある。本日は全国から会員が参集されている。重要な議案が多数予定されているところではあるが、議長としては充実した議論を重視しながらも、厳正な進行と時間配分に十分配慮してまいりたい。そのため御発言はできるだけ簡潔に、質疑は一人2分、討論は一人3分以内にそれぞれまとめていただくようお願いする。2分

あるいは3分経過した時点でベルを鳴らすので、よろしく願います。また内容が重複する御発言は控えていただくよう、重ねて願います。

これより議事に入る。なお、議案の朗読については、時間の関係もあるので、宣言案も含めた全ての議案について省略する。」

[報告事項] 令和2年度会務報告の件

議長は、報告事項「令和2年度会務報告の件」を議題に供した。

岩崎淳司副会長から、次のとおり報告がなされた。

令和2年度会務報告をする。荒会長の冒頭の御挨拶と重なる部分があるが、これを少し詳しく御報告する。

なお、各課題の報告については、会員専用サイトに「2020年度会務報告書」を掲載しているので適宜御参照いただきたい。また、会場御出席の会員の方で御希望される方には150ページ弱の大部の冊子であるが、御用意があるので受付にお申し出いただきたい。

報告に入る。任期1年目の荒会長が率いる昨年度執行部の船出は、新型コロナウイルス感染症との闘いを始めたばかりの日本が混乱を極める真っ只中であつた。昨年4月7日に1回目の緊急事態宣言が発令され、様々な厳しい制約を余儀なくされながらも、荒会長を始め執行部と事務局とが一丸となって日弁連の役割を果たすべく業務継続に努め諸課題に対応してきた。

最初に、コロナ対応について御報告申し上げる。日弁連の根幹である委員会活動を継続すべくZ o o m利用の試行を展開し、試行錯誤を経て本年1月から本格実施に移行した。現在Z o o mを利用した会議や打合せは、1日当たり30ないし40件程度行われており、コロナ禍でも各委員会が工夫しながら活発に議論・検討を行っている。委員会からの提案を施策として実施するためには機関決定が必要である。最高意思決定機関である総会、そして毎月開催される理事会も大きな影響を受けた。昨年の定期総会はコロナのまん延により最終的に9月に開催日時を変更するとともに、会員の議決権行使を確保するために復代理を認めることで多くの議決権が復代理人によって行使された。また、理事会についてはテレビ会議による出席を認め、コロナ禍であっても各地の理事が参加できるように手当てした。

これらの実践も踏まえて本年3月5日の臨時総会において総会改革、理事会改革、そして法定委員会の改革として実を結ぶことができた。ゆえに本日の総会も改革の成果が生かされているところである。

さらに新型コロナウイルス感染症に立ち向かうには、日弁連が総力を上げて多面的・横断的に活動する必要があることから、昨年4月16日に「COVID-19対策本部」を設置した。市民向け施策として日弁連ホームページ上に特設サイトを開設し、各種給付金等の公的支援制度一覧や消費者問題Q&Aなどを掲載する情報提供を行うとともに、全国

の弁護士会にも御協力いただき、全国統一ダイヤルや各地の全国一斉ホットライン等の電話相談企画を複数実施した。

会員向けの施策としては、各地の裁判所での期日取消しなど、会員の業務への影響について会員向けアンケートを実施して、実態把握に努めるとともに、その結果も踏まえて関係機関との協議を重ねた。各種Q&Aやeラーニングコンテンツなど、会員向けの情報提供も積極的に行った。

また、弁護士会に対しては随時連携を図るとともに、コロナ対策関連の財政的支援を実施した。本日もまだ緊急事態宣言下にあるように、感染状況はいまだ収束していない。本年度執行部においても当本部を中心に鋭意活動を継続しているところである。

次に、コロナ対策以外の取組についても数点御報告する。法曹人口、司法修習費用、裁判IT化、憲法関連、男女共同参画の5点である。

まず、法曹人口について。荒執行部では、司法試験合格者数1,500人達成後の更なる減員について検証するため、法曹養成制度改革実現本部内に「法曹人口検証本部」を設置した。当本部においてはできる限り客観的な指標に基づいて、精力的に検証を続けており、今年度に入って以降も毎月の理事会で報告と議論が行われ、全国の弁護士会に進捗を共有している。

二つ目、司法修習費用問題について。対策本部委員にいわゆる谷間世代の会員を増員し、当事者の声を踏まえて本部活動方針を策定し、国による一律給付の実現、若手チャレンジ支援策の実施を目指して国会議員への説明や要請等を対策本部と共に行ってきた。国会議員からは「現在の新型コロナウイルス感染症による社会的、財政的に厳しい状況にある中で国民の理解を得るためのより説得的なアピールが必要である」というアドバイスを頂くこともあり、引き続き関係機関との対話や国会議員への働きかけを継続するとともに各種取組を続けていきたい。

三つ目、裁判のIT化に関する取組について。まず、民事裁判手続のIT化については、昨年2月からウェブ会議等を活用した争点整理手続の運用、いわゆるフェーズ1の運用が知財高裁と高裁所在地の8地裁で開始された。これに対して、日弁連は各種マニュアルやQ&Aを作成し、会員に周知してきた。また、昨年2月には法制審に民事訴訟法IT化関係部会が設置され、6月から急ピッチで検討が行われた。

日弁連は昨年6月の理事会において、法制審部会における検討のたたき台になっている商事法務研究会の報告書に対する意見書を取りまとめるとともに、本年3月の理事会において法制審部会の中間試案に対する意見書を策定し、3月31日に法務省に提出した。民事訴訟以外のIT化については、商事法務研究会の下に「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」が設置され、本年4月20日より会議が行われている。この研究会には日弁連が推薦した委員4名が参加しているところ、日弁連推薦委員のバックアップ等を強力に行うため、4月14日付けでワーキンググループを設置した。

一方、刑事手続のIT化については、法務省内に「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」が設けられ、本年3月31日以降、3回会議が開催された。

まだ議論が始まったばかりではあるが、日弁連としては刑事手続における実務家の立場から、技術的、手続的な課題を整理し、獲得目標を定めていきたいと考えている。

四つ目、憲法関連について。コロナ禍でも三権分立や法の支配を守る取組、基本的人権を守る取組を続けてきた。一例にとどめるが、検察庁法改正案を含む国家公務員法等改正案に関する取組、日本学術会議会員の任命問題への取組、コロナ禍における偏見・差別への取組、入管法改正への取組、少年法改正への取組等々、厳しい環境下でも日弁連の立場を明確にして社会に意見を発信するとともに、様々な働きかけも重ね合わせて、日弁連としてやるべきこと、日弁連にしかできないことに取り組んできた。

最後に、五つ目。「日本弁護士連合会男女共同参画施策基本大綱」に基づく定期総会における年次報告として男女共同参画に向けた取組について報告する。本年度は2018年に策定した「第3次日本弁護士連合会男女共同参画基本計画」の4年目に当たり、この基本計画では2022年度までに副会長及び理事の女性割合を20%以上にする中間目標が挙げられている。日弁連は、2018年度からいわゆる「女性副会長クォータ制」を導入している。これまでに8名のクォータ制副会長が誕生しており、本年度は3月の代議員会において第一東京弁護士会から相原佳子副会長、栃木県弁護士会から横山幸子副会長がクォータ制副会長として従来の13人枠の副会長と同時に選任され、現在活躍中である。

また、2019年度の臨時総会ではいわゆる「女性理事クォータ制」の導入が承認され、2020年度は制度が始まる本年度の準備に取り組んだ1年であった。本年4月には4名のクォータ制理事が誕生し、既に理事会において活発に意見を発信していただいている。

これらの施策が実施される中で、本年度は、副会長及び理事の女性割合が90名中22名、率にして24.4%という状況になり、基本計画における目標を初めて達成した。全国各地におかれても、引き続き弁護士の男女共同参画の推進に御協力を賜りたい。

全国各地で日弁連の取組をお支えいただいた会員の皆様に改めて御礼申し上げますとともに、引き続き日弁連の活動に御協力を賜るようお願いをして、会務報告とさせていただきます。

議長は、令和2年度会務報告に関する質疑については、議案の審議の最後に一括して行う旨を宣した。

〔第1号議案〕 令和2年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件

議長は、第1号議案「令和2年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件」を議題に供し、寺前隆令和2年度経理委員長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

令和2年度の決算について御説明させていただきます。

一般会計の決算から御説明する。

まず、一般会計の決算の概要から御説明する。当年度の収入、これは事業活動収入、投資活動収入、財務活動収入の全てを合算したものであるが、67億5,867万円、支出は48億5,181万円となり、当期収支差額は19億686万円の黒字となった。なお、長期性預金取崩収入として1億円が計上されているが、これはもともと会計処理上の理由で固定資産として計上していた定期預金を解約したことに伴う収入で、今申し上げた収入

の中にはこの1億円も含まれている。これを除いて考えれば、令和2年度の収支差額は18億686万円となった。この18億円強の実質黒字幅であるが、前年の令和元年度は谷間世代への給付金支給のための繰入支出の20億円を除くと5億9,127万円の黒字だったので、令和2年度収支は大幅な増加となったことになる。

ここまで黒字幅が大きくなった理由であるが、新型コロナの影響で支出が大幅に減少したことが大きいと考えている。旅費の割合が大きい委員会費を中心に2度にわたる緊急事態宣言を含むコロナ禍の影響で支出が大きく落ち込んでおり、その結果が反映されているものと考えている。

前期からの繰越収支差額は33億310万円であったが、次期繰越金は52億997万円となった。

概略は以上であるが、次に収入と支出の内訳についてももう少し具体的に御説明する。

まず収入について。会費収入であるが、57億6,136万円で予算を9,326万円上回った。収入のうち他の科目について。外郭団体からの人件費の回収金である諸受入金収入、そして利息収入は予算を上回り、その他の登録料収入、事業収入、雑収入は予算を下回った。事業活動収入合計は、66億5,867万円で予算を6,857万円上回った。

次に支出について御説明する。まず、会議費について。2億7,290万円の予算に対して1億4,513万円の決算となり、1億2,776万円の予算残となった。

委員会費について。11億725万円の予算に対して1億7,077万円の決算となり、9億3,647万円の予算残となった。個別の委員会の決算については、令和2年度は予算を超過した委員会は一つもなかった。

事業費は15億2,910万円の予算に対し9億7,088万円の決算で5億5,821万円の予算残となった。なお、事業費のうち予算を超える支出となったのは、保険事務費だけであった。

事務費について。26億916万円の予算に対し、23億1,324万円の決算となり、2億9,591万円の予算残となった。予算を超過した科目もなかった。

一般会計から他会計への繰入支出について。退職手当積立金特別会計、災害復興支援基金特別会計、法律援助基金会計、日弁連ひまわり基金会計に対し、予算と同額を支出した。会館特別会計は会員一人当たり月額700円の繰入れを行っているが、予算よりも503万円多い3億3,203万円を繰り入れた。

予備費は1億円予算計上していたが支出はなかった。

支出合計は48億5,181万円となり、予算を20億2,608万円下回ったということになる。

次に特別会計について。まず退職手当積立金特別会計について。一般会計から2億円の繰入れを行った。他方、事業活動支出としての退職金支出は7,377万円にとどまった。

会館特別会計について。事業活動収入として会員一人当たり月額700円の一般会計からの繰入金3億3,203万円を含む3億5,424万円。投資活動収入として大規模修繕積立基金取崩収入4億5,011万円、長期性預金取崩収入3億円の合計7億5,011万円の収入があった。長期性預金取崩収入というのは定期預金の解約に伴うものである。支出については、事業活動支出として3億6,911万円、投資活動支出として4億3,

501万円、財務活動支出として2,497万円、これらを足し合わせると8億2,910万円、2億7,526万円の黒字となり、次期繰越金は37億4,742万円となった。

災害復興支援基金特別会計について。令和2年7月豪雨災害を受け、義捐金を募ったため、寄附金収入が581万円あった。また、一般会計から1億8,000万円の繰入れをしたため、事業活動収入は1億8,581万円となった。他方、支出は合計で1,194万円で、災害復興支援活動の会議にかかる旅費等や通信費・印刷費等、被災地弁護士会等への補助金として支出された。

法律援助基金会計について。この会計は、法テラスに対する委託業務に関する収支を管理する特別会計であるが、収入は特別会費収入、会員一人当たり月額会費900円。合計4億2,768万円。贖罪寄附金等の寄附金収入が7,729万円。一般会計からの繰入金3億3,448万円などの合計8億3,946万円であった。繰入れのうち2億3,448万円は廃止した難民認定法律援助基金会計からの残余金である。支出については、5億2,292万円となり、単年度収支は3億1,654万円の黒字、次期繰越金が12億4,772万円となった。

次に日弁連重要課題特別会計について。この会計は日弁連が取り組むべき重要課題であって、緊急に対処すべき事態の活動のための会計であるが、現在この会計からいわゆる谷間世代の会員に対して給付金を支給している。給付のための20億円は前年度一般会計から繰り入れているので、今年度の収入は利息収入だけだった。事業活動支出計2億6,600万円が支出されているが、この支出のほとんどは対象となる会員への給付金になる。

次に少年・刑事財政基金会計について。収入は特別会費収入、会員一人当たり月額会費1,600円であるが、これが7億8,339万円。事業活動支出としては初回接見費、初回接見通訳費、刑事被疑者弁護援助委託事業費、少年保護事件付添援助委託事業費等として合計3億8,156万円が支出された。単年度収支としては4億182万円の黒字である。次期繰越金は19億2,170万円となった。

次に日弁連ひまわり基金会計について。これに関する事業活動収入については、平成30年度までは会員一人当たり月額500円相当を一般会計から繰り入れていたが、令和元年度からはこの方式を改め、一般会計から2億円を繰り入れており、令和2年度についても同様の扱いとした。また、投資活動収入として長期性預金取崩収入3億円が計上されているが、これも定期預金の解約に伴う会計上の処理である。

支出としては公設事務所維持費、過疎地の法律相談センター維持費等での事業活動支出、投資活動支出を足し合わせると合計1億9,900万円であった。単年度収支は、3億4,450万円の黒字で、次期繰越金は14億89万円となっている。

最後に、他の会計について。難民認定法律援助基金会計、保険事務特別会計、事務職員能力認定試験・研修事業特別会計の3つの特別会計については、昨年4月1日に廃止になっており、残余金を一般会計に繰り入れるための支出のみの決算となっている。

特別会計については以上である。

最後に、この一般会計及び特別会計の決算については、4月15日の令和2年度の経理委員会の承認と4月19日の令和2年度監事による監査を経ているので、併せて御報告する。

続いて、議長は、令和2年度監事に監査報告を求め、加納小百合令和2年度監事から、監査した結果、令和2年度に係る財務諸表、すなわち貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及びキャッシュフロー計算書並びに収支計算書は、いずれも資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を適正に表示しているものと認めた旨の監査報告がなされた。

議長から、質疑及び討論を一括する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、議長は、質疑及び討論を一括して行う旨を宣した。

栗田直弥会員（第一東京） 「2点伺う。1点目。昨年11月6日の日経新聞に日弁連の広告が出て荒会長の御尊顔を拝見させていただいたが、この費用は幾らぐらいかかっている、決算の項目の中ではどこに入っているか。また、これによりどのような効果があると考えて広告を出されたのか。

2点目。決算において各種会合、ウェブ会議を活用することによって予算案より大幅に実際の支出が少なくなったとなっていると思うが、委員の旅費、全国から会員が集まって会議するので、当然その旅費を日弁連から支出されて、これだけの金額がもともと予算計上されていて、決算でコロナの関係でウェブ会議を活用することで決算の金額が下がったということだと思い、これは2号議案、3号議案と関係してくることだと思う。委員の旅費だけで恐らく支出の全体の合計の15%ぐらい占めていることになると思うが、それをウェブ会議にすることでこれだけ削減できるのであれば、今後も検討していくべきではないかと考えている。いかがお考えか。」

相原佳子副会長 「日弁連の日経新聞の広告費に関しては、新聞等広告費も含まれている。幾らかかっていたかということに関しては、具体的には契約の問題であるため金額を申し上げることができない。御了承いただきたい。ただ、相当額減額していただいている。経理委員会の承認を得ているということで御了解いただきたい。」

淵上事務総長 「日弁連の各種委員会については、Zoom等の活用に基づきオンラインで会議を今も行っており、これをなくすといったことは考えていない。リアルで開催したいという委員会の御希望もあり、ウェブで開催したいという委員会の御要望もあるかと思うので、ウェブ会議自体は今後も行っていくという方向で考えている。」

芦田一憲会員（東京） 「最初に1号議案で一つ質問したい。昨年の総会で来年（今年）の総会の会場を広島と定めてホテル等も予約したと連絡いただいているが、最終的にはクレオに戻すという話になって、ホテルにキャンセル料を払っているのか。払ったとしたら幾らなのか。運営について旅行会社に委託されたと思うが、その費用について幾らぐらいだったか。それを踏まえて、無駄な支出をしたのであるから、それは昨年この総会の場で修正動議を出して東京にしたらどうかという話があったにもかかわらず執行部がのまな

かったわけだから、会長が責任を取って報酬を減額されているのかどうか。」

神田安積副会長 「総会会場変更に伴うホテルのキャンセル料の件については、広島弁護士会の御尽力もあって、仮予約の期間を長くしていただきキャンセル料がかかる期限の前に理事会で変更の承認を得たため、ホテルのキャンセル料はかかっていない。

旅行会社の費用は直ちに分からないため、答えかねるということで御理解いただきたい。」

三原秀哲副会長 「キャンセル料がかかるということを想定されて会長はそれに責任を負うべきではないかということであるが、事態はコロナということで、もちろん広島で開催するということを鋭意努力し、広島の現地の先生方もこれに御尽力されたわけだが、大変感染が広がっていた。その結果、やむなくこれは理事会の御承認を頂き、適正な機関決定の下に東京で開催するということにしたため、それについて責任は特に考えていない、それは発生しないと整理している。」

芦田会員（東京） 「業務委託料の件については予算のところでも確認したいので、できれば調べていただきたい。会長の責任については、去年、修正動議で出した理由としては、コロナがどうなるか分からないんだから、わざわざ広島に危険を冒して行く必要はない。東京でやればいいじゃないかという声が会員から出て、それを一蹴して選択された以上、責任はあると思う。会長はそれに対して責任は取らないというお考えなのか、会長に答えていただきたい。」

会長 「地方で総会を開催する意義を認めた上でこれまで開催してきた経過があり、その延長線上で決定されたことを私は受け継いでやってきた。今回も広島で開催することを最後まで模索させていただいたが、緊急事態宣言がなかなか収束に向かわなかったということで、前年度3月5日に改正していただいた会則等を適用させていただき、このような形で開催させていただくことになった。私はルールに基づいて全て適正に手続を踏んできたと思っているため、私の責任というものはないと思っている。」

神田副会長 「先ほどのキャンセル料について追加の御回答を申し上げたい。パンフレット、それから申込みのウェブサイトがキャンセル時には制作済みであったということで、キャンセル料は約220万円かかった。」

白井晶子会員（第二東京） 「4点ある。一つ目。議決参加はせずに傍聴だけする、いわゆるバーチャル参加型のオンライン参加、前回から取り入れていただき、それに対しては非常に良かったと思うが、今回のようなバーチャル参加型のオンライン参加は今後も継続される御予定か。

二つ目。バーチャル参加型の総会参加ができるようになっていないことを知らない会員もまだまだ多数いると思われるが、今後どのような広報をされる御予定か。

三つ目。バーチャル参加型の総会は、現在は各地の弁護士会のテレビ会議システムを使っていると思うが、各人のパソコンから、例えば日弁連の会員ページに入って直接視聴できるようにする方法もあると思う。このほうが各地の職員の負担も少なく済むし、会員のアクセスも良いと思われるが、このような方法を導入するお考えはあるか。もしないとすると、どこに問題があると思われるか。

四つ目。一部の会員からオンライン総会の参加について、プロジェクトチームを作ってもらいたいとの申入れがあったと思うが、理事者会では、執行部からは検討するけれどもプロジェクトチームは当面作らないという報告がされているようである。今後は具体的にはどのような形で検討されることを予定しているのか。また、プロジェクトチームのほうは技術的な問題解決にはいいと思われるが、作らないということになったのはどのような問題があるとお考えなのか。」

神田副会長 「4点のうち3点がいわゆる参加型、議決参加せずに傍聴だけするタイプのオンライン参加について。それから、議決権行使をするタイプである出席型も含めての御質問が1点と理解した。

1点目。参加型のオンライン参加を今後も継続する予定であるかということだが、今年の3月の臨時総会から、今回もオンライン参加をお願いしており、また認めている。今後も継続する予定であると御理解いただいて結構である。

2点目。今後どのような広報をするのかという点については、これまでも各弁護士会のほうに総会参加が可能である、参加型を認めているということの周知に努めてきたつもりであるが、それがまだ足りないということであれば、タイムリーにまた適切な広報に更に努めていく。

3点目。会員個人からのアクセスを認めるといった方法を導入する予定があるかということについて、前年度、3月の臨時総会の際にこういった方法もあり得るということを見視野に入れながら検討されたと伺っている。ただ現時点では、今後の課題であるが、アクセス数の上限をどうするのか、またその管理をどうするのか、いろいろなそういった理由があるため、直ちには導入しないという結論になっている。問題点としては、以上申し上げたとおりであるが、もとよりその導入を頭から否定するわけではなく、現時点では導入する考えはないということ御理解いただきたい。

4点目。参加型だけではなく、むしろ出席型を射程に入れた御質問だと理解して御回答申し上げます。出席型の御提案についてはコロナ対策ということにとどまらずに遠隔地の会員、病気、育児といった事情がある会員の方が総会に出席できるという点があるので、貴重な御提言、また御意見だと執行部も理解している。ただ、御質問のとおり、同時に日弁連の最高意思決定機関である総会を瑕疵なく有効に運営するということになると、克服しなければいけない課題が幾つかある。

端的に4点ほど挙げる。1点目は定足数の充足の確認、2点目は質疑・意見を希望する会員の確認、3点目は採決の集約方法、最後に通信障害の問題がある。確かに通信障害の点は今御質問いただいたとおり技術的な問題ということに帰着すると思うが、他に挙げた3点は必ずしも技術的な問題にとどまらない、事務局体制の問題もあるというふうに執行

部としては理解している。

したがって、ただ技術的な問題ではないということもあるため、実際にこれまで執行部で十分な情報収集、論点整理をしてきた。先ほど申し上げたとおり先駆的に参加型の総会を導入したということもある。主要な問題点が事務局の問題でもあるということもあるため、現時点ではプロジェクトチーム、ワーキング、そういった組織の設置をすることは考えていないが、今後も今回の発言の重要性を十分認識し、日弁連では会員が可能な限り総会に臨場して議論に参加するというので今までやってきたということも踏まえながら、出席型総会に関する情報収集、課題の分析、検討を執行部で行いたいと考えている。」

白井会員（第二東京） 「今後はプロジェクトチームではなくて執行部の事務局の中で検討されていくということか。」

神田副会長 「先ほど事務局と申し上げたのは職員の事務局という趣旨で申し上げたもので、事務局という言葉ではなく執行部全体、正副会長又は総次長、そういった組織で検討していくという趣旨で御回答申し上げます。」

三輪記子会員（第一東京） 「昨年、法テラス特措法に関する日弁連の各政党への働きかけについてツイッターで疑問や意見を表明したところ、ある執行部の先生から、言いたいことがあるなら直接言ってきてくださいと、ダイレクトメールを頂いた。ツイッター等で発言をするなというようなメールを頂いた。もちろん、執行部の先生に知り合いがいるとかであれば、そういう直接、今このようなことをやっているのはどうですかと言うことは可能だと思う。しかし、今、若手弁護士が多数派になりつつあって、若手の弁護士が何か疑問を持っても、いきなり執行部の先生に連絡してお話するというのは非常に難しくなりつつある。

昨今、若手弁護士が多数派になりつつある一方で、執行部の先生方は比較的年配で経済的に余裕のある先生方で占められているように思う。そうすると、このままでは日弁連がシルバー民主主義、経済力がある人だけのものになるのではないかということを私は本気で心配している。

そこで、現執行部の先生方に質問する。予算を拝見していてそういう項目が見当たらないと思ったが、若手弁護士に日弁連への意思決定に幅広く参画してもらうために、具体的にどのような方策をとる御予定があるのか。あるいはそもそもそういう予定はないのか。」

三原副会長 「御質問いただいたのは、日弁連が予算を組むプロセスにおいて、若手の弁護士の先生方が日弁連の予算の取組について意思決定に参画する枠組みなり方策は何かということだと思う。

日弁連の予算は、まずは各委員会から事業計画をお出しいただく。この事業計画の中にはもちろん様々な委員会ごとの設立目的に沿った事業計画が予定され、もちろん委員会の先生方、若手かどうかではなくて、各委員の先生方の御意見を各委員会の正副委員長の先生が取りまとめられてその事業計画というのがある。この事業計画には予算の執行が伴う

ため、その予算がどれぐらい必要なのかということも含めて御意見を頂く。ここにはもちろん、若手は参加できないということは、私はないと信じている。したがって、若手の先生方も含めた事業計画、予算措置に対して予算の対応をどうするのかということを経営部で考えていく。

その観点では、予算の措置に関しては、幅広く意思決定の参画というのは是非若手の先生方にも日弁連の各委員会等の活動において御参画いただき、委員会の中での意思決定には是非積極的に御参加いただく。これによって様々な活動を日弁連の中に反映していくことができるというふうに考えている。」

議長 「この他に発言通告として仙台弁護士会・太田伸二さん、千葉県弁護士会・及川智志さん、東京弁護士会・二宮英人さん、東京弁護士会・岩田修一さんに通告いただいているが、内容的には2、3号議案で何うということでもよろしいかと思う。ここで、ということであればそれでも結構であるが、予算のところでもよろしいか。」

二宮英人会員（東京） 「決算のほうで質問させてもらったほうがいい。2点質問する。今年度決算は大きく黒字になったと先ほど御報告があったが、その黒字になったことによって例えば会員の会費減額などの形で会員に黒字になった部分を還元するということは考えているのか。そういった方向で何か具体的にしているものがあるか。

もう1点。令和2年度の決算を見ればコロナの影響もあったと思うが、支出が大幅に減っていたということになっている。逆に言えば、これまでもこのぐらいの予算で日弁連の活動はできていたということの証明のような気もするので、今後、コロナの影響がなくなったとしても、オンラインなどをやることによって、この程度の予算規模で活動していくという意向なのか。先ほどの話では「コロナの影響下ではオンラインで」みたいなところなのかという気がしたので、その影響がなくなってもこの程度の予算規模でやっていく方針で今考えているのかということをお聞かせいただきたい。」

三原副会長 「恐らく予算に絡むお話なので、先ほど議長から御示唆があったように、予算の御審議のために御説明申し上げて、その後にコロナ後の予算の在り方ということについて御回答するというところで進行をお許しいただきたい。予算の在り方ということは、一般的な予算を御説明した上でその中で御説明したほうが適切かと思った次第である。」

二宮会員（東京） 「今の点について御回答のようなものがあるのであれば、その後で構わない。」

山本志都会員（東京） 「去年の活動ということでここで質問させていただく。私は昨年9月4日に開催された定期総会で第7号議案、修習貸与金に関する議案を発議した。昨年の定期総会で執行部が答弁というか話された中身について、どういう活動をしているのかということを知りたい。

実は、5月28日に会長宛てに質問した。それについて会務報告の中で回答する、そこ

で述べるというお答えだったが、今日の会務報告の中ではほとんど具体的な中身について御説明がなかったと思う。3点質問がある。

1点目。前定期総会にて執行部は司法修習費用問題対策本部の改組を行い、当事者である谷間世代を増員して当事者の声を踏まえて積極的に取り組むと言明された。改組を行ったということについては御報告があったように思うが、そこで集められた当事者の声というのはどういうものがあったのか。それを具体的に示していただきたい。また、それを踏まえて執行部が行った取組というのはどういうものだったのか。

2点目。前定期総会において執行部は、国費による是正措置を目指していく方針だと言明された。そして、その方法としては政府や国会議員を説得する、あるいは、立法措置が必要になってくるので、立法事実を集積して最高裁、法務省と協議していくというような趣旨のことを答弁された。政府や国会議員を説得するといった具体的な活動についてお答えいただきたい。あるいは、現在までに立法事実を集積することができたのか。それが明らかになっていけばそれをお答えいただきたい。あるいは、最高裁、法務省との協議というのはいつ、どこで行われたのか。

3点目。今年度の修習貸与金請求について日弁連として何らかの意見表明、対外的な働きかけというのを行う意思はあるのか、あるいは、そういうことを行っているのか。」

井口浩治副会長 「1点目について。昨年9月の総会のときに昨年の執行部からお答えになった点について、対策本部の改組については御理解いただいたということであったが、その中で当事者の声としてどのようなものがあったのか、それに対して執行部がどのように取り組んだのかという御質問である。この点については、当事者の声というのは様々な声があるため、なかなか一つひとつ具体的にという御回答は難しいが、そうしたいろいろな意見を対策本部で集約されて、対策本部の活動方針というものが、その後決められている。具体的には活動方針として二本立てとなっている。一つは、従来からの国による一律給付の実現、これが活動方針の大きな柱になっている。

もう一つは、若手チャレンジ支援策の実施ということで、谷間世代を含む若手弁護士がその能力を十分に発揮して様々な人権活動等の諸問題にチャレンジできるような環境を整備するために、そのような支援を日弁連として行っていくという二つの活動方針が当事者の声の集約として確認されている。

さらに付け加えると、2番目の若手チャレンジ支援策に関し、今年度予算として2,500万円を計上して、それを活用していただくように現在検討している。

2点目は国による一律給付を目指す、それについての立法事実の集積という御質問と思う。この点については、何が立法事実になるのかはなかなか難しい点がある。いずれにしても、国費からの支出を目指すということだから、国民に理解をしていただく。もちろん谷間世代の方々が非常に不公平な扱いを受けている、これは揺るぎない事実になると思う。ただ、それだけで議員立法なり国費の手当てができるかと言うとなかなか難しい。やはり谷間の方々も含めて、日弁連が例えば、今国会で言うと、いろいろな国会での法案審議に対して、適時適切な意見を表明していく。人権擁護団体としての活動を理解してもらう。

また、もっと大きなところで言えば、司法インフラを一番支えているのが弁護士会であ

る。こういったことが国民の御理解の中で認知されていかなければなかなか立法化が難しいのではないかということで、一言で立法事実がどうだ、それが集積できたかと問われると答えにくいところがあるが、目指すところはそうした点での国民の御理解ということだ。

そのために現在何ができるかと言うと、やはり個々の議員とお話ししていろいろな実情をお伝えしながら、その中で谷間世代、日弁連4万人の会員の約4分の1に当たる約1万1,000人が修習時代にそういう不公平な対応を受けたんだということを一人ひとりの議員に御理解いただくということが大切で、この運動はすぐには実を結ばないかもしれないが、これをやはり地道に継続していくことが大事だということで、今年の執行部でもいろいろな場面で議員とお会いする機会があるので、いろいろなテーマに加え、この問題を議員にお伝えしていくという活動をやっている。

最高裁、法務省との協議については具体的になかなか御理解いただけないまま、協議の場まで入っていけないというのが実情である。

3点目。今年度の修習貸与金の請求に対して具体的に何か執行部がやっているのかということについては、直接執行部として最高裁に何か物を言うということはないが、返還猶予の状況についての把握はさせていただいている。今年は数十件、返還が難しいということで猶予の申請が出ているということは把握させていただいている。」

武内更一会員（東京） 「司法修習貸与金の問題について執行部の対応は全く不十分だと考える。よって、この決算書については反対せざるを得ない。前回の会長選挙のときにも荒会長候補も含めて修習費用の問題についてはしっかりやるという発言を皆さんしていた。その前の執行部、菊地執行部のときに何もやっていなかったということは皆認識したところであった。そして昨年度になった。したがって、この問題は最も重要な活動目標だったと思う。

もちろんコロナ問題で会の活動が不活発になるというのは分かる。そのために費用をそれほど使っていないというのがこの予算・決算書に載っている。しかし、金を使わずに、またあえて大きなイベントをやらなくても、個々の議員にいろいろな働きかけをするとおっしゃっているのだから、それは幾らでもできたのではないか。先ほどの質疑応答にも出たが、あまりにも不十分。現にこの修習貸与金の請求は、毎年毎年、規模を増やして行われている。このコロナ情勢で弁護士はみんな苦しんでいる。私たちもみんなそうである。その中でも特に修習貸与金の世代の立場、苦しみ、そして二重に苦しんでいるのではないか。したがって、これを直ちに前に向けて進めなければいけない。

執行部では一律給付ということをおっしゃった。いきなりそこに結び付こうとするためにどうにかなんてと考えることは、もちろん長期的には必要であるが、まずこの催告をやめさせること、そこに第一の目標を置いて活動することはできるのではないか。それをして、そして時間を経て、立法化に向けて活動していく、そういうことをしていただきたい。また今年の執行部にもお願いしたい。よって、この承認議案については反対する。」

及川智志会員（千葉県） 「私の知っていることを一つだけ申し上げたい。修習貸与金を払えなくなって保証会社から訴訟を起こされた会員がいるが、一審判決では全く主張を

取り入れられず、つまり給費制を廃止したことが憲法違反であるという主張は全く裁判所に相手にされずに敗訴になった。そのことについて、その会員は大変心を痛めた。そういうことが全国でたくさん起きているのではないかと思う。私が知っているのはその会員だけだが、たくさんあるのではないかと思う。そういうことをよくお考えいただいて、執行部には対応していただきたい。」

議長は、他に質疑及び討論を希望する者がいないことを確認し、質疑及び討論を終了して採決に入る旨を宣した。書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、第1号議案は賛成多数で可決された。

[第2号議案] 令和3年度（一般会計・特別会計）予算議決の件

[第3号議案] 令和4年度（一般会計・特別会計）暫定予算議決の件

議長は、第2号議案「令和3年度（一般会計・特別会計）予算議決の件」及び第3号議案「令和4年度（一般会計・特別会計）暫定予算議決の件」を一括して議題に供し、審議は一括して行うが、採決は個別に行うことを宣した。

三原副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

第2号議案及び第3号議案について、併せて御説明申し上げる。

令和3年度の予算について御説明する。なお、議案書に「令和3年度の予算編成に当たって」と題した記述もあるので、御参照いただきたい。

令和3年度の事業活動収入予算としては、61億1,454万円を計上した。令和2年度の決算額と比較すると、5億4,413万円の収入減となる。しかし、令和2年度は、廃止した三つの特別会計からの繰入収入が6億2,147万円あったため、これを除いて考えると、7,733万円の収入増となる。

支出面について。会議費支出予算として2億3,400万円、委員会費支出として8億3,470万円、事業費支出として14億4,780万円、事務費支出として27億588万円、他会計への繰入支出として8億3,390万円を計上し、事業活動支出の合計は60億5,628万円である。事業活動収支の差額は5,826万円ということで、事業活動収支のみで見ると、黒字となる。

予備費は1億円を計上した。その他投資活動収支差額、財務活動収支差額等を含めると、合計で61億7,628万円の支出となるので、決算としては6,174万円の赤字という予算であるが、先ほど申し上げたとおり、事業活動収支のみでは黒字となる。これが全体の予算案の収入と支出の大まかな内訳である。

予算編成に当たり特に配慮した項目について、収入と支出に分けて御説明申し上げる。

日弁連の収入について。収入の大半を占めるのは、会費収入で58億3,160万円という計上である。

登録料収入の3,095万円について。修習が終わる74期の修習生の一斉登録は、コロナの影響を受け、今回は来年4月であろうと見込まれているため、会費収入と登録料収入もその点を考慮して算定をしている。

事業収入及び雑収入は、過去5年間の決算額を基にして計上している。

以上から、令和3年度の一般会計の収入としては、61億1,454万円を計上した。

次は、支出について。会議費支出について。昨年度の予算に比べると、3,890万円減少の2億3,400万円である。内訳としては、旅費の割合が高く、役員協議会関係支出はワーキンググループ等の活動の諸費用である。役員旅費支出については、昨年度より減額とした。

委員会費支出について。今年度は8億3,470万円という予算で、昨年度予算と比べると、2億7,255万円減少という予算である。委員会費支出については、令和3年度も一定程度、リモート会議が利用されるということ想定せざるを得ないため、実態に見合うような予算にしようという考え方に立っている。法定委員会については、規則上、リアル会議を原則としているが、それ以外の委員会では旅費についてどういう考え方をしたのかということ、過去5年間の決算平均の5割ぐらいをめどにして、各委員会に支出予算の割り振りを行いたいというお願いをした。多くの委員会は受け入れてくださった一方、そうでない委員会もあったが、委員会の間の公平性や実態を考えて、原則として旅費については、過去5年間の平均の5割を目安とした配分とした。ただ、ここで御理解いただきたいのは、委員会の活動を抑制するということではなくて、実態に合わせたということである。現下でも、非常に厳しいコロナの感染状況にあるということである。今年度もコロナ前にすぐに復帰するかというのは、なかなか厳しい読みであろうと考えている。こういった実態に合わせて、予算を措置するということである。委員会費内訳に予備経費がある。前年度より大幅に積み増して1億4,830万円を計上しており、年度の途中で状況が復活して旅費等の支出があっても、こちらでも対応ができるという施策を考えている。この点、是非御理解いただきたい。

次に支出について。事業支出のうち、特に配慮した事項について、一つは、COVID-19対策関連事業費支出がある。こちらは今年度の予算は2億円の計上である。昨年度のこの事業費は3億円の予算計上をしたが、2年度の決算では1億7,592万円の支出ということに鑑み、今年度はこの予算は2億円にした。

また、配慮すべき事項の一つには、弁護士会等活動活性化費用補助金支出がある。これは従前弁護士会に対し100万円を上限に援助を行ってきた弁護士会支援費という制度があったところ、これと弁護士会シンポジウム等開催補助金の制度を統合し、新たな制度をこちらに設けたわけである。各弁護士会には300万円を上限として、また各弁護士会連合会には100万円を上限として支出を行うというもので、予算としては1億1,000万円を計上している。

次に、弁護士会に対する支援について。小規模弁護士会助成費支出。本年3月の臨時総会で小規模弁護士会助成に関する規程の改正を御承認いただいた。昨年度5,300万円だった金額を本年度は7,800万円に増額することができた。

弁護実務修習援助費支出は1,400万円で、前年と同額を維持している。

広報活動の関係について。様々戦略的な広報が諸団体で行われているが、日弁連においても、戦略的な広報活動を全国的に継続して実施するという事で、今年度は1億1,000万円の予算を広報宣伝費支出に計上している。

依頼者見舞金について。本年4月の理事会で、今年度も上限は1億円と定められた。弔慰金見舞金支出が今年度は2億1,150万円であるが、このうちの1億円は、この依頼者見舞金ということで予算を計上している。

事務費支出について。事務費支出は、事務関係であるが、弁護士職員報酬支出と職員の給料手当支出について御説明申し上げる。監査法人から、夏季賞与分の引当てが必要との御指摘があった。2022年夏の賞与の一部の引当てのために、今年度に限っては当年度分の賞与に加えた上、引当てのための予算を計上するという必要があるという御指摘である。これを見込んだ金額としているので、御了承いただきたい。

以上が一般会計において配慮した事項の御説明である。

次に特別会計について。主なものについて御説明申し上げます。会館特別会計について。会館特別会計での事業費収入は、毎月一般会費から月額700円の繰入れを行うことになっており、これが主な収入源である。令和3年度の事業活動収入の予算額が3億5,640万円である。大規模修繕積立基金取崩収入3億円、長期性預金取崩収入10億円という投資活動収入を計上しているが、このうちの長期性預金取崩収入は、年度内に満期を迎える定期預金を解約することによる。技術的にここに計上される10億円であり、お金が増えるというのではなく、定期預金の取崩しである。

以上の収入を基にして、会館特別会計の支出面について御説明申し上げます。事業活動支出の中に、20年目の大規模改修工事費支出として2億1,280万円ある。その他、弁護士会館の維持・管理にかかる費用が各種計上されている。その他、ハード関係費、ネットワーク関係費、ソフト関係費、システム開発費、ホームページ関連費といったIT関連の維持改修費用もここに計上されている。

法律援助基金会計について。収入は、会員から月額900円の特別会費を頂き、この法律援助基金会計の事業活動収入に充てている。また、一般会計からは1億円の繰入れをするという措置をしている。

支出について。法テラスに委託している各法律援助事業の委託経費は、事業ごとに件数に単価を乗じて算出することで計上しており、七つの事業合計で約5億5,916万円を計上している。

少年・刑事財政基金会計について。会員から特別会費として月額1,600円を頂き、この収入に充てている。

支出は少年・刑事の委託援助事業に要する費用のほか、弁護士会が実施している当番弁護制度等の財政援助などである。これらの費用を合わせて、事業活動は4億8,258万円を計上している。

日弁連ひまわり基金会計について。一般会計からの繰入れが主な収入であり、本年度も前年度同様に一般会計から繰入収入2億円を計上している。事業費支出は3億730万円を計上しており、公設事務所維持費に1億1,010万円、法律相談センター維持費に1億850万円等を計上している。特別会計の主な内容については、以上である。

以上をもって、第2号議案の「令和3年度（一般会計・特別会計）予算議決の件」の説明とさせていただきます。

第3号議案について御説明申し上げます。令和4年度（一般会計・特別会計）暫定予算につき、予算成立までの間、令和3年度予算分の12分の1、つまり1か月当たり、こちらに相当する金額を令和4年度の一般会計、特別会計の暫定予算案とするということで計上している。こちらが暫定予算の御説明である。

会計規則第6条によれば、定期総会において予算の議決を得るときに、予算の大科目内の科目の流用については、承認を得るといえることができると定められているので、この点についても、総会の場において併せて御承認いただきたい。

以上、令和3年度予算は、限られた資金の中で、日弁連の諸課題について、非常に厳しい情勢の中、迅速・適切に対応できるように考えた予算措置である。執行部としては課せられた使命を着実に果たせるように、今年度の会務運営に当たりたいと思っているので、皆様の格別の御理解と御協力をお願いしたい。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

太田伸二会員（仙台） 「私が事前に通告した質問が重複になる可能性があるので、意見を述べたいが、よろしいか。」

議長 「意見は討論のところをお願いします。」

太田会員（仙台） 「質問は重複になるため、意見で述べる。」

及川会員（千葉県） 「一般会計が年度で19億円の黒字、次期繰越金が52億円と大幅な黒字になっている。特別会計も大きな黒字になっている。これだけ黒字が大きくなってきているわけだから、二宮会員が何らかの還元をとおっしゃっていたが、同感である。方法としては還元ではなくて、会費の値下げ、減額ということもあると思う。これだけ大きな黒字になっている以上、会費の減額について、執行部は検討されないか。

先ほど谷間世代の給付の話が出ていたが、一般会計を見ると、単年度で19億円の黒字が出ている。一方で、特別会計の谷間世代の給付を見ると、20億円を繰り入れているということになっている。谷間世代の給付については、もともと40億円規模が考えられていたところを災害対策などでこれを半分に縮小して20億円にされたという経緯があると承知している。そうすると、コロナ禍という特別な事情の中だが、単年度で19億円の黒字が出ている。これについては、更なる谷間世代の対処、給付に回してもいいのではないかと思う。この点についても執行部の見解をお聞きしたい。」

会長 「会費減額の問題であるため、会長から答弁する。皆さんに御説明をさせていただいたとおり、繰越金が令和2年度には33億円、令和3年度には52億円が見込まれており、そしてこの緊急事態宣言が今年まで続いていて、次年度についても一定の繰越金の

増額が考えられるという状況の中で、前年度の後半、今年に入ってからまだ決算が出ていない段階から今の話については検討を始めさせていただいている。ようやく数か月の検討を経て、今週の正副会長会議において、会費値下げの額を決めさせていただき、それを本日、弁護士会へ照会に付させていただくという作業を事務局がしているところである。これだけの激変があったわけだから、この激変を前提にするわけにはいかない。しかし、会員には一定程度の負担を緩和する措置を講じなければいけない。そのぎりぎりのところで検討をさせていただき、村越元会長の執行部では1万4,000円から1万2,600円に下げるといふ政策をとられたようだが、今回は2,200円の減額、1万2,400円を1万200円にするということで、各弁護士会に照会、財務委員会に照会などをさせていただき、これから会内手続を踏んでいくつもりである。

特別会費については、3年ごとの見直し作業が原則であるが、前倒しをさせていただくということで前年度の法テラスの担当副会長であった山下前副会長に座長になっていただき、ワーキンググループを立ち上げ、検討を始めたところである。この検討が一定程度まとまった段階で、皆様にお諮りできるものと思っている。

繰越金がどこまで積み上がっていくのか。今回の会費減額が承認されたとして、どのような推移をたどるのか。あるいはまたコロナが収まった後にオンラインによるいろいろな会合というものが、どこまで定着をして、どれだけの委員会費の減額幅が認められるのかというのは、私の執行部では見通すのは難しい。これは次の執行部、次の次の執行部のところで、コロナが十分収まって予算決算もいろいろ激変が起きるところのないところで、及川会員のような考え方も視野に入れながら御検討いただくのがいいと思っている。」

二宮会員（東京） 「先ほど質問した2点目について回答されていないのでもう一度お話しさせていただく。令和2年度の決算は、かなり支出が減っていると説明があったが、こういった決算で前年度は弁護士会活動をやっていけたということがある種証明されたわけで、この程度の予算規模に抑えて今後もやっていくという方向で考えているのか。

今年度も例えば死刑廃止実現本部などの会員の中で大きく意見が割れるような委員会についても、多額の予算を付けているといった点について、こういうものを縮小していく、なくしていくという方向は考えていないのかという点について、質問したい。」

三原副会長 「二つ目の質問とおっしゃられた件は、コロナの影響を受けて、今後コンパクトなというのか、今のような形で行っていくのか、コロナ前の状況になるのかということである。先ほど予算の中で御説明したが、今年度は事業計画の段階で旅費については実態に合わせてほしいと。実態というのは、旅費については、例年の5割減ぐらいを考えてほしいということをお願いした。ただ、趣旨としては、委員会活動を抑制するというのではなく、我々としては予算と実態等をなるべく乖離のないような形で透明性があり実態に近いものにするをお願いして予算措置をしたということである。各委員会は、日弁連における活動を担う組織なので、いずれの活動も大変重要なものである。委員会ごとにそれぞれの存在意義に応じて日弁連の活動を担う存在であるので、予算という形でこれは

こうすべきだ、ああすべきだということを執行部が決めるということではなくて、実態に合わせるということで旅費を抑えながら、予備経費を1億4,800万円計上しているので、必要とあれば予備経費で、コロナ前に戻るような状況であっても対応できるようにしているということである。したがって、戻すかどうかという意向ではなくて、我々は実態に合わせた対応をしたということであるので、御理解いただきたい。」

会長 「委員会の統廃合に関わりかねない問題なので、会長から答弁させていただく。皆様御承知のとおり、福井宣言で、日弁連は大きな舵を切った。2020年までに死刑廃止を求めていくということも政策課題として我々は受け継いできた。今回、13の弁護士会において、死刑廃止に向けた決議をしていただき、一つのブロックにおいて、同じく決議をしていただき、既に25%の弁護士会で死刑廃止の決議をしていただいたという状況の中で、これを前に進めていくのは当年度の執行部の当然の責任であり、役割であると思っている。このような予算付けをして、死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部の皆様方と執行部が一体となって活動していくというようにしていきたい。」

二宮会員（東京） 「2点、追加で質問する。今の御回答だと、要するに今後の予算については、コロナの関係で削減した分はあるけれども、ほぼ変わらない形でやっていくというふうに回答されたのではないかと思うが、そういった考えで間違いはないか。

死刑の関係に関して言うと、25%の会がという形で、死刑廃止に向けた片方の運動のみを、まだ25%、これをどんどん上げていくんだと。多分否決された弁護士会とかもあると思うが、否決されたら次は可決するために頑張るんだとやっていけば、それは徐々にパーセンテージが上がると思う。完全にそういう方向で意見を決めて、会員としては意見が分かれるところだと思うが、弁護士会としては福井宣言があるからその方向で進めていくんだと。そこに顧みる余地はないんだというふうにお考えなのかというところをお聞かせいただきたい。」

三原副会長 「ウェブ会議は非常に便利であり、私の所属している第一東京弁護士会でもウェブがあることで会員の委員会参加等が非常に便利になった。子育て世代の方は様々な制約の中でも委員会活動ができるということである。各先生方が委員会にウェブがいいのかどうかというのをそれぞれの実情に応じて、委員会の活動において選択いただく話だと思う。コロナがどういう形で収束するのか分からないが、それが終わった後にウェブがなくなるのか、なくなるのか。これも我々が決めるというよりも、各委員会の先生方がどう参加していくのが適切な参加方法なのか。意見を集約して、会内合意形成を適切にやっていくにはどういう方法がいいのかということその状況に応じて御判断いただくことだと思っている。

私どもは予算措置という意味での対応を先ほど申し上げたとおり、事業計画のときに旅費は5割にしてほしいとお願いした。なぜかという、恐らく動けないだろうからということである。しかし、予備経費に1億4,800万円計上した。必要になったらそれは使えるということもお伝えした。したがって、委員会をやるなどか、そういう意思を表明し

ているということは、それはない、と予算の中ではお考えいただきたいと思っている。」

土井裕明副会長 「死刑廃止に向けた取組を今後も日弁連として続けていくのかという御質問かと思うが、それはそのとおりである。福井宣言は非常に大きな決断だったわけであるが、その福井宣言があるから、それだけに依拠してこの活動を続けているということでは決してない。例えば死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部というのは、理事会内に設置されている本部であるが、この会議は、大体2か月に一回ぐらいのペースで理事会と共に開催されており、その都度、そこでの意思決定、方針を御承認いただきながら、この活動を続けている。

理事会には、各弁護士会の会長もたくさん来ておられる。そして、各会の代表の方を含めた形で、その都度方針を確認しながら進めさせていただいている。あるいは今こうして御審議いただいている予算についても、死刑廃止に向けた取組を進めるという前提で予算を付けていただいております、こういうものが承認されるということは、死刑廃止に向けて活動を更に続けなさいという日弁連の全体の意思になるものと考えている。個々の会員の方にはもちろん御納得いただけていない方も少なからずおられると思うが、これが日弁連の意思決定、機関決定を経て進めているということをお理解いただきたい。

各弁護士会の決議について、確かに過去に否決された決議もある。あるいはぎりぎりでも可決されたというものもあるが、直近の今年の2月以降、2021年に入ってから、あるいは去年の12月、愛知県で可決されたが、実は圧倒的多数で死刑廃止すべしという決議がされるようになってきている。会を二分する議論だということがよく指摘されるが、そういう会もあるが、最近の傾向としては、圧倒的多数で議決されているということをお紹介しておく。」

岩田修一会員（東京） 「日弁連の委員会はかなりたくさんあって、その委員会の統廃合の話が少し出たので、もう少し掘り下げてお話しする。私は東京弁護士会に所属しており、東京弁護士会自体、今財政の問題でいろいろ御努力いただいて、何とか改善しようとしているところである。その中でやはりスクラップ・アンド・ビルドということは非常に大事で、今まであったもので、もういらなくなったものとか、似たようなものを統廃合するかとか、整理していくかということが非常に大事なことになっている。このことは日弁連でも同じではないかと考えている。

日弁連のほうでも今までのお話でいくと、コロナの関係があつて、いろいろ経費が下がってきて黒字になっていることは分かるが、これは未来永劫そうだということになるかという、もしこれがコロナの関係が改善すれば元のように戻るのではないかということも念頭に置いて予算も考えている部分もあると思う。

それを考えたとき、今黒字だからといって、満足しているのではなくて、やはり5年とか10年とかの先のことを考えて、いらぬというわけではないが共通しているところは一緒にする、整理していくということは、不断の努力が必要なのではないかと思う。

刑事関係の委員会というのは結構あって、刑事法制委員会とかは1,000万円、刑事拘禁制度改革委員会は900万円、接見交通権実行委員会というのは280万円、日弁連

刑事弁護センターは3,000万円、国選弁護本部は850万円、取調べの可視化本部は1,000万円、死刑廃止刑罰制度改革実現本部は2,000万円、合計すると9,000万円ぐらい。かなりの金額で、刑事弁護関係だけでもこれだけの予算が付いている。もう少し整理することを考えたほうがいいのではないか。

先ほどの話だと、委員会それぞれが非常に大事だから、執行部の方からそれを整理するということには消極的のように聞こえたが、やはり議論をして進めていくのは執行部の側だと思う。その辺りは検討されていないのか。」

三原副会長 「委員会の数が多すぎるのではないかということが恐らくあって、それから特に刑事関係のところが多いのではないかという御質問、それに対して統廃合等、全く対応がないのではないかという疑念があるようなお話ではなかったかなと思う。もしそういう理解が正しいということであれば、以下お答えする。

委員会については、法定委員会や常置委員会という必ず設けなければいけない委員会がある。その他委員会の統廃合については、正副会長会で2010年に決定した委員会等の統廃合に関する指針があり、統廃合について検討するということになっている。2017年にはこれを改正し、委員会等新規設置の場合には、統廃合又は縮小、組織改編も含めて検討するという原則を確立した。具体的な組織改変についての設置提案なりと併せて検討するということで、組織が必要を超えて増えるというようなことがないようにということは、執行部で指針をきちんと立てて、その方針に基づいて対応しているということは御理解いただきたい。

ただ、最近の例えばCOVID-19のように、コロナの対応ということで対策本部を設けたり、あるいは令和2年7月の豪雨対策といった災害対策をするということがあるので、これは適時適切に必要な措置をするということで設けている。

刑事という意味では広く関連するのではないかということであるが、刑事法制委員会というところと例えば刑事拘禁制度改革実現本部というのは、やっていることは全く同じということではなくて、また、接見交通権確立実行委員会、犯罪被害者支援委員会、国選弁護本部、それから全面的国選付添人制度実現本部、こういったことは、それぞれの政策目標を掲げてやっているわけである。一律にこれは刑事に関連するということで全部まとめてやることではないと私は思っている。それぞれの目的に沿って対応している活動だということを御理解いただきたい。」

芦田会員（東京） 「会長報酬について、先ほど旅行会社に払っていた業務委託料220万円の1割ぐらいを減額する、賞与若しくは退職金から減額するというようなつもりがあるか。ないようであれば、後ほど修正動議を出したい。

昨年神奈川県弁護士会がちょっとアクロバティックな方法をとって会員から訴えられたおかげで、弁護士会から報酬をもらっている人については、社会保険を付与しなければいけないという問題が社保庁から指摘されたと認識している。日弁連においても、会長は社保を付与するというふうになったと聞いている。日弁連は他にも事務総長、事務次長、嘱託弁護士がいるが、どこまで社会保険の加入対象にされたか。

社保を付与することによって、弁護士国民年金基金から一回脱退しなければいけないということで、生涯年収で考えたときにデメリットがあると思っている。これに対して弁護士会として、弁護士会のために働いてくれているのだから、報酬を少し増額しようかというような動きがあるか。

来年の総会の会場について、クレオを想定しているのか、それともコロナ以前のように、どこかホテルを借りてやる予定なのか。」

議長 「三つ質問いただいたが、1点目がちょっと早口で分からなかったため、もう一回お願いしたい。」

芦田会員（東京） 「今年の日弁連総会のために、旅行会社に220万円のお金を払ったということだが、その1割程度は、会長が去年判断を誤ったことに起因していると思うので、責任を取って会長の賞与若しくは退職金を20万円減額するというような修正を行うつもりがあるかどうか。」

三原副会長 「会長については、退職金があるかというのが第1の御質問だったように思うが、退職金を含むかということであれば、予決算書の会長報酬支出のところに、給与、令和3年度予算は退職金を含む額とあるので、含むということで記載している。

減額は考えていない。先ほどの予算をこのままお願いをしているということである。」

藤原靖夫事務次長 「社会保険の関係で御回答申し上げる。日弁連では、会長、それから総次長が社会保険に加入、厚生年金に加入しているという状況であり、それに合わせて当然事業者負担分とそれから個人の負担分がある。個人の負担分に伴ってそれを填補するような何か報酬等の増額を考えていないかというような御質問だったかと思うが、現時点ではそのような予定はない。」

神田副会長 「第22号議案のとおり、来年の定期総会開催地は東京都ということを用意している。今日御承認いただきたい。その場所については、現時点では、クレオを予定しているということで御理解いただきたい。」

芦田会員（東京） 「社会保険の関係だが、事務次長、嘱託弁護士について、社会保険は付与されないという回答か。神奈川県弁護士会で新聞に掲載された記事によれば、事務次長は常勤というようなことだった。常勤であれば社会保険の対象になるかと思うが、それを含めて御回答いただきたい。」

藤原事務次長 「先ほど総次長と申し上げたのは、事務総長、事務次長を含む。嘱託は対象になっていない。」

嶋本雅史会員（東京） 「昨年コロナの影響で支出が大きく少なくなったので大きな黒

字幅が出た。特に委員会費等々が抑えられたので黒字幅が多くなったという話が出ているが、逆にコロナが収まればある程度元に戻していくと。委員会については、ウェブでやるのか、リアルでやるのかは、各委員会の御判断だみたいなお話が出ていた。

私が所属する東京弁護士会及び多摩支部会員もそうだが、必ずしも弁護士会というのは、お金の余裕があるというような状況ではないかと思う。むしろ会員数は増えているものの若手たちは会費を払うのに苦勞をしているような実情もある。

そのような中で、一層このコロナを機に組織をスリム化する、あるいは支出を大きく減らす、今そういうチャンスではないかと思うが、元に戻すことを前提に予算を組んでいくのではなくて、むしろ執行部の御英断として、日弁連のお金の使い方をこれを機に大きく変えるといった発想で議論されたり、そういう取組をされようというお考えがあるのか。

今、コロナで儲かっている弁護士はそんなにいないのではないかなと思っており、むしろ、経営が大変だというような話もたくさん聞いている。飲食店が苦勞していて、補助金を出してあげろという話はよく政権批判に使われるが、今日の前の困っている会員を助けてあげるために、一刻も早く会費を減額するとか、あるいは何かしら還元してあげるとかをして、目の前の困っている会員を助けるということに積極的に取り組もうというお考えがあるのか。」

三原副会長 「コロナを機会にスリム化する、スリム化というのは具体的に何かということであるが、それは委員会の数を減らしたいのか、それとも委員が旅費を使うことについてそれを制約することなのか、ちょっとはっきり分からなくて、スリム化ということには様々な意味があるのだらうと思った。費用を減らすということのスリム化ということであれば、ウェブ会議に誘導するという趣旨なのかなという理解もしたが、もしかしたら、その理解は間違っているのかもしれない。

ただ、もし旅費を減らすということであれば、昨年度はそもそも県をまたぐ移動ができないとか、人の接触を避けるということがあって、そういう活動が本当に他律的に制限されたということである。本日も東京都では、緊急事態宣言中である。その中で、非常に細心の注意を払ってこの総会を開催しているわけである。今後は委員会活動を全部ウェブにするのかということも、この緊急事態宣言の中でこうしようということを決めるというのは、なかなか容易なことではないと思うので、状況を見て、今後の活動を見て、それから多くの会員の御意見を聞きながら考えていく話ではないかと思う。それで先ほどの予算案を上程し、御審議をお願いしている。これを御理解いただきたい。

還元については、先ほどからも御説明申し上げたとおり、今、弁護士会に照会をし、関連委員会にも照会をして、そういう手続を適正に進めて、会内の意見を集約し、何が本当にいいのかということを見据えて、会費の減額について諮っていくということである。数か月私も見てきたが、非常に様々なことを考えながら検討してきた。

これから、来年に向けてどういうふうにするのかということがある。総会決議も必要である。様々な手続を適正に進めた上で、還元の在り方というのが、一つ減額ということも考えているので、そういった手続に是非御意見を頂きたい。」

田中みどり会員（東京） 「第1号、第2号、第3号議案に、COVID-19対策関連事業費支出という欄がある。令和2年度予算額は3億円となっている。

これについて、私、昨年日弁連理事だった関係で理事会でもこの件が検討され、COVID-19に関しては、日弁連も積極的にいろいろ活動していかなければいけないので予算は必要であるという説明を受け、理事会でもそういう回答があり、それで皆理事も承認をしたという記憶がある。

このときに、3億円という数字がちょっと大きなものであるため、これはどういう数字なのかという質問が出た記憶である。そのときには単年度ではなくて複数年度、多分2年ぐらいで3億円、1年で使い切るのではなく2年ぐらいで使うことを考えた予算枠であるという説明を受けた。

日経新聞の広告も多分この予算の中から出たのではないかという説明も受けた記憶もあるが、とにかく複数年度で3億円。そうしたところ令和2年度決算額で1.7億円を使った。そうすると残りは1.24億円ということになるので、今年度は1億2,400万円の予算になるのかと思いきや、2億円となっている。この2億円となっている必要性、あるいは理由について、御説明いただきたい。」

三原副会長 「御承知のとおり令和2年度の予算措置は昨年だった。そのときに3億円という予算措置であった。コロナがどのぐらいのところで収束するのか、あるいはどのぐらい継続するのか、どういったことが必要になるのか、これはなかなか読みが難しい。ただ、我々としては、十全な予算は必要であろうという考えを持っていた。

その上で、決算を締めてみたときに、我々としては十分な対応は令和2年度に実施したと思っているが、その結果がここに記載の1億7,529万円、1億7,000万円強の決算だったわけである。

これを踏まえて、今年度予算、令和3年度予算策定についても、ではコロナがどのぐらい続くのかと。もちろん我々としても早く収束するということを期待したいわけであるが、現実ではなかなか難しく、そこで昨年の決算の1億7,000万円を基本に据えて、今年度の活動としてはなかなか見通せないが、弁護士会に対してはやはり各弁護士会へ十分な支援を行う。そして、市民へ寄り添うような対応をしていただく。そのために予算案としては2億円という数字を御提示申し上げたわけである。

非常に先が見えない中で、去年言ったことが違うのではないかということは確かに御指摘どおりかもしれない。なかなか見通せない、こういう混乱の中にあるという日本全体の中なので、是非御理解を頂きたい。」

米田龍玄会員（東京） 「死刑廃止実現本部について、2,800万円の予算が組まれている。荒会長、昔の時代は、死刑は廃止しなければいけないものだと、無批判に教わってこられたのかもしれないが、今では刑事訴訟法が改正され、被害者が参加するようになり、被害者の支援も重要な人権擁護活動になっている。

ところが、この死刑廃止というのは個々の弁護士が行う被害者の人権擁護活動と正面からぶつかってしまう。私も、無差別強盗殺人や、昨年12月に死刑判決が出たが、強盗強

制性交殺人事件の遺族の代理人を務めた。突然お子さんを殺されて、悲しみのどん底に突き落とされた御両親の被告人を死刑にしてほしいという悲痛な顔は目に焼き付いている。遺族にとって、そしてその遺族を支援する人権活動をする弁護士にとって、死刑制度はなくてはならないものである。個々の弁護士の人権擁護と社会正義の実現のための活動を阻害する、邪魔する活動を日弁連がしてよいのか。

日弁連には組織があるかどうか分からないが、市民の方から声を聴くという場合に、死刑存置か廃止かという二者択一ではなくて、執行部は、死刑廃止の方針に反対するという意見を述べると、いつも「御理解ください。」「理解できるように議論を尽くします。」と答えるが、この1年、あるいは今までの1年、さらにこれからの1年、どういった議論を尽くそうとされるのか。」

土井副会長 「今年度の死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部の予算は2,800万円と御指摘であるが、2,000万円である。御確認いただきたい。

米田会員が一生懸命被害者支援の活動に力を注いでおられることは十分承知しており、それについては敬意を表する。被害者支援もまた日弁連として非常に重要な課題だと考えており、それはそれでそのための委員会があり、活動している。

米田会員の御指摘は、被害者にとっては死刑制度がなくてはならないもので、死刑廃止を言うことは、被害者支援をする弁護士の活動を妨害するのに等しいという御指摘かと思うが、そこは見解の違いである。

個々の会員がどのようなお考えに基づいて、どのような活動をされるかは、もちろんその一人ひとりの会員の信念に基づいてやっていただけたらいいことである。

他方、日弁連は、日弁連としていろいろな機関決定をして活動方針を決め、その方針に従って活動を展開する。これもまた当然である。弁護士法1条2項にあるとおり、法律制度の改善というのも弁護士に課された使命であり、死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部は、刑法に定められた死刑という刑死を廃止する、そういう法律改正をすべきだということ活動している。

結果的に、個々の会員のお考えと日弁連の活動方針とが合致しないということは、この問題に限らずあり得る。しかし、それは、日弁連が組織として適正な意思決定をして、それに基づいて活動するということの性質上、そういうことが生じるのもやむを得ないことと言わざるを得ない。

2点目は、今後の活動をどういう活動をしていくのかということか。」

米田会員（東京） 「執行部にこういう御質問をして、御回答を去年も頂いたが、よく理解が得られるように議論をしていくとか、議論を重ねるとされるが、この1年、あるいは来年、これからの1年で、どういうことをされてきて、どういうことをする予定か。」

土井副会長 「これまでもそうであり、これからもそうであるが、日弁連主催で各種のシンポジウムをしたり、勉強会をしたりそういうことをして、あるいは広報活動をしたりして、日弁連の考え方を広く皆さんに御理解いただくという活動はやってきているし、こ

れからもやっていく。

その成果も御紹介したいが、例えば一昔前は死刑制度を残すのがいいのか、やめたほうがいいのかということ論ずるようなマスコミの報道とか、新聞の記事というのは、あまり目にする事はなかったと思うが、最近はそのような記事が結構頻繁に出るようになってきている。

あるいは、 kongress で頑張ったということもあるが、国際的にも日本の弁護士会の活動が注目されているということがある。例えば4月にEUの会議で日本の幾つもの弁護士会が死刑制度を廃止すべきだということを主張していると。EUは死刑廃止の立場なのでこういう弁護士会の意見を日本の政府は取り入れるべきだというような、そういうメッセージも出ている。

国際的にも国内的にもそういう議論の高まりは、まだ結果には結び付いていないが出てきている。こういう活動を今後も続けていきたい。」

米田会員（東京） 「シンポジウムを開くとか、広報をするというのは、要は日弁連の考えになれば、そのとおりになれという広報ではないか。

そうではなくて、反対する弁護士も例えば賛同できるようにとか、議論を積み重ねるという意味では、例えば死刑に限ってはスーパーデュープロセス制度を導入すべきだとか、あるいは絶対控訴審があるようにすべきだとか、いろいろな議論があると思う。しかしそのようなことを一切言わずに、とにかく死刑廃止というのだけを掲げて、それを押し付けていないか。」

土井副会長 「スーパーデュープロセスというのは、アメリカで導入されている、死刑に関わる事件については、極めて物量共にエネルギーを投入する弁護をして、初めて死刑判決が出せるのだと、簡単に言うとそういう制度である。

日本は、死刑事件も死刑でない事件も、全く同じ刑事手続で審査されるため、違う。例えば日本でまずはその死刑制度を廃止という前に、スーパーデュープロセスを導入したらどうかと、そういう議論をしないのかと、中間的な議論をなぜしないのかという御質問だと思う。しかし、我々としては、あくまでも死刑制度は廃止すべきだと。現に死刑の確定囚が100人以上も今待たされているという中で、いつ自分が執行されるかということを中心にしながら毎日過ごしているときに、まずやはり死刑制度は一刻も早く廃止すべきだというのが立場なので、そういう議論をこちらからするという事は、今のところない。

ただ、全国の弁護士会のうちまだ死刑廃止の決議を上げておられない弁護士会におかれは、それぞれの弁護士会の中でいろいろな議論がこれからされるであろうと、もう現にされているだろうと思う。そういうところで、お互い同じ弁護士会の会員同士だから、そういった御意見もどんどん出していただき、御自由に議論されたらいいのではないかと思う。その結果、どういう決議にたどり着くのかは、それぞれの弁護士会のお考えだと思うので、そういう場がないというわけではないと思っている。」

芦田会員（東京） 「確かこの死刑廃止の取組について、2020年度を目標にやると

いうことで、特別にお金を他の委員会より高くしたというような発言を過去の総会でされていたと思うが、2020年度も終わってしまって、結局実現しなかった。そのことに対して米田さんを始め死刑廃止に反対されている方が、どう責任を取るのかということを経験されていたが、結果的に取れなかった。

なのに費用は、他の刑事司法の委員会の中でも結構高額な金を出し続けるということだが、どうしてそういう支援を続けるのか、という疑問を今の議論を聞いていて思ったので、御回答を頂きたい。

弁護修習の費用の話が先ほど出て、弁護教官に対する援助を各弁護士会が結構月10万円から15万円出しているところがあることについて、本来であれば最高裁なり、司法研修所で払うべきものだとして、弁護教官への報酬増額について、何か取組をされているのかどうかというのを教えていただきたい。」

土井副会長 「いわゆる福井宣言は、2020年コンGRESが開催されるそのときまでに、死刑廃止を目指すというものであった。それを受けて、福井宣言は2016年なので、2017年から4年間にわたってこの実現本部が設置をされて、予算を使わせていただってきたという経過がある。

残念ながら、2020年までに死刑制度の廃止は実現できなかったが、これは2020年までに目指すという目標だったわけであり、2020年を過ぎたらもう諦めるということではもちろんない。今年の2月19日の理事会で、実現本部の設置期限をあと4年間延長するという議決を頂いたので、少なくともあと4年間はこの実現本部で活動を続けると、これは理事会で御承認を頂いたことである。

そこにどれだけの予算を配分してもらえるのかということについては、その年度その年度の予算案の考え方ということである。正に、それを今御審議いただいているということであり、なぜこの金額かと言われても、他の委員会とのバランス上こういう配分になったというお答えになる。」

三原副会長 「弁護教官の援助費は、日弁連でも過去の経緯も含め、優秀な会員を法曹として育てていただくということで、教官については、非常な御苦勞をされて後進を育成されているということがある。

そのために、日弁連ではこういう支援を続けているということである。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

太田会員（仙台） 「1号議案で白井会員から質問があった件に関連して、私からは、総会へのオンラインでの参加について継続的に検討する組織を設けること、そのために予算を求める意見を述べる。

私を含めた数名で、日弁連ウェブ総会実現提言の会という会を立ち上げた。この会は、日弁連総会について、このクレオのようなリアルな会場と各地の弁護士会が設ける会場をオンラインでつないで、各地の会場も議場として扱うという会則改正を求める集まりであ

る。

こういったことを考えたのは、現在のコロナ禍で総会に集まることが難しくなっている現状への対応策としての他に、育児や介護、障害などの事情からリアル議場に赴くことができない会員にも、総会参加の機会を保障することが、会内民主主義の観点から求められると考えてのことである。

この会の最初の活動は、オンラインでの傍聴を可能にするよう求める申入れ活動だった。この点については、3月の臨時総会から実現をしていただいたことにお礼を申し上げる。

ただ、この総会で会則改正の発議を目指したが、それには至らなかった。この点については、私たちに至らないところがあったと反省もしている。

その一方で、300人を超える会員が賛同し、日弁連総会への参加のハードルを下げてほしいという声を上げたことは、重く受け止められるべきである。オンライン化の在り方次第では、総会の形も大きく変わってくる。そういうテーマであるだけに、会員が参加する形で、このテーマに絞って議論を継続的に行う組織が必要だからである。

先ほど、会のスリム化ということについても、会員の意見を聞いてという答弁があった。正に、そういった形で継続的に様々な知見を持つ会員から意見を求めるべきである。

今もこの会議をこの場にいる方だけではなく、各弁護士会が設けた会場から見ておられる方々がいる。このようなことは、これまでの日弁連の歴史を通じて画期的なことである。会内民主主義を推し進めるために、より多くの会員が参加し意見を述べ議論の賛否を表明することができる総会の仕組みを作るべきである。

そして、そのために全国の弁護士会から知見を有する会員が結集して継続的に議論をしていく場を作っていたいただきたい。」

白井会員（第二東京） 「今太田会員が、意見を述べたところとかなり重なっているもので、重なっているところは省略して述べる。

先ほど、私の質問でオンライン総会を参加型と言うか、傍聴できるようにしていただいたことは、大変有り難く、大変大きな一歩前進だと思っているが、是非ともパソコンで手元で見ることができると。双方向でなければ可能だと思うし、やはり弁護士会のテレビ会議システムの前まで行って見ると、手元で仕事の合間合間でも見ることができるということは、全然アクセスの容易さが違う。

若手はやはり忙しいし、自分の業務を事務員さんやアソシエイトにお願いして出席するというのも難しいという方も多くいらっしゃるの、できるだけ広い参加を可能にするためにも、是非とも手元のパソコンで、例えば日弁連のサイトにアクセスする方法でリアルタイムでの視聴ができるように御検討いただきたい。

先ほど神田副会長が、その方法は採用しなかったと言われたが、会員の負担を軽減するためなので、是非とももう一度本当に出来ないのか、よくよく検討していただきたい。」

芦田会員（東京） 「今まで太田さん、白井さんが発言された内容と同じだが、ウェブでの参加、ウェブでの議決権行使の実現を目指して、1日も早く進めていただきたい。

今、ウェブというお話だけだったが、書面議決権行使も併せて迅速にやっていただきたい

い。登録以来こういう発言をしているのは、延命副議長もよく御存じだと思うが、1,000人以上いる株式会社では、書面議決権行使がマストになっている。弁護士会も、もう既に1,000人以上いる弁護士会も幾つかある。

こういった中で、実際に出席する、あるいは誰かに委任しなければ議決権が行使できないというのは、会内民主主義の観点からして、あまりにも権利行使の機会を制限し過ぎていると思う。したがって、書面議決であれば、先ほど懸念されていた通信の遮断とか、なりすましといったことは懸念されることはないと思うので、まずは優先的に書面議決権行使を検討していただきたい。

会長報酬について、修正動議を出す。会長報酬、これを20万円減額して予算とする。所要の措置を講じて繰越金を20万円増額する。他の支出については金額をいじらないで、繰越金を20万円増額するという修正動議を出す。」

議長は執行部に意見を求めた。

三原副会長 「修正動議であるが、私どもは原案を維持したいので、修正動議の御提案は受け入れ難い。」

議長 「修正案の内容を確認する。どこの項目のどの数字を20万円減額するのかというところを確認したい。」

芦田会員（東京） 「事務費支出の会長報酬支出、令和3年度予算額が3,218万円とあるので、これを20万円減額して3,198万円にするということ。あとは合計額等は20万円それぞれ減額していただきたい。最終的に、当期収支差額は20万円改善される状況になるという修正になる。」

議長 「事務費支出の中の会長報酬支出、こちらの令和3年度予算額の欄、今3,218万円になっているが、これを20万円減額するとの修正を提案するということか。」

芦田会員（東京） 「そうである。」

議長 「それに関連して、修正部分に応じて計算上修正が必要になる他の部分についても、金額が合うように修正するという趣旨か。」

芦田会員（東京） 「そうである。」

議長 「分かった。予算に関する修正案の提出になるので、これについては、出席会員の50人以上の賛成が必要になる。

芦田さんの修正案の提出に賛成の方の挙手を求める。」

議長は、修正動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員50名以上の賛成が得られなかったため、動議は成立しなかった。

芦田会員（東京） 「どうして20万円かとか、そういう部分の意見を述べさせていたいただきたいが、あくまで修正動議を出すためだけの発言だった。」

議長 「修正案そのものが要件を満たさなかったということである。」

芦田会員（東京） 「そのため、予算案に対する意見を述べたいということである。予算案の会長報酬に対する個人の意見を述べたい。反対意見を述べたい。」

議長 「反対意見として述べたいということか。その趣旨としては、改めて述べていただかなくても伝わっていると思う。」

芦田会員（東京） 「述べたいが、駄目か。」

議長 「その趣旨の反対意見として扱ってほしいということか。それはそれで皆さんお分かりだと思う。」

芦田会員（東京） 「では、そういうことでお願いしたい。」

米田会員（東京） 「私は、この予算案に反対する。死刑廃止実現本部というのは、もともと死刑制度検討委員会という組織があって、年間の予算は1,200万円から1,500万円程度だった。それが4年という時限で本部になって、それだけ委員会よりも格上で予算も多くなったわけだが、期限を区切ったということにはやはり意味があったわけで、実現しないからまた延ばしますということであると、今まで4年間で既に1億円近く計上してきているわけだが、さらにまた4年で1億、ずっとこのまま溝に金を捨て続けるようなものだ。

無期限に多額の費用を費やすということになれば、我々の血税ならぬ、血会費を無駄に使っていることになるので、大いに反対意見を持っている。したがって、本議案については、修正を求める。死刑廃止実現本部の2,000万円の予算はゼロにする。委員会費用の予備経費について2,000万円を加える修正を動議として提出する。」

議長は執行部に意見を求めた。

三原副会長 「死刑廃止及び関連する刑罰制度改革本部については、今年度の予算として2,000万円計上するという原案を維持したい。修正提案には反対である。」

議長 「ただ今の米田さんの修正案については、議事規程第14条第1項の修正案の提出

として扱うこととし、その内容は第1号、2号、3号議案、死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部の令和3年度予算額2,000万円とあるのをゼロとし、予備経費をその分2,000万円増額し、計算上修正が必要になる他の部分についても金額が合うように修正するというのでよいか。米田さんの修正案の提出には、出席会員の50人以上の賛成が必要である。修正案の提出に賛成の方の挙手を求める。」

議長は、修正動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員50名以上の賛成が得られなかったため、動議は成立しなかった。

北周士会員（東京） 「2点ほど意見を述べさせていただく。1点は、委員会の予算の在り方について。先ほどの質疑では、今後の予算の状態は、各委員会の実態に合わせて対応できるようにしているという御見解を頂いている。それもそれで正しいと思うが、オンラインへの移行を弁護士会として主体的に行っていただきたい。それは、予算の健全化というところもあるが、もう1点は、委員会に対する参加率がオンラインに移行してかなり上がったと聞き及んでいるので、そういった意見の反映という意味でも、日弁連のほうで主体的にオンラインへの移行に取り組んでいただければと考えている。

2番目は、先ほど太田会員から意見の陳述をさせていただいたが、私も太田会員と一緒に日弁連の総会もオンラインでもできるようにしようという活動をさせていただいている。総会のオンライン移行については、先ほどの太田会員の意見にもあったが、300名以上の会員が会則の改正の申入れを実際に書面を作成して押印をして、日弁連に送付するというかなり手間のかかる手続をしている。そういった実際に強い要望があるというところは御認識いただき、今後オンラインへの移行が可能かというところについて、検討を続けていただきたい。

委員会については、オンライン併用で参加率がかなり上がったと聞き及んでおり、総会についても同じことが言えるのではないかと考えている。会内民主主義の意見の反映、定足数との関係で、本日の出席を見ていても、必ずしも定足数にもものすごく余裕がある数ではないと思う。事前決議のものを合わせれば8,000近いが、委任状と実際出席だと5,000ちょっとというところであるため、参加率、定足数という関係でもオンラインでの参加というものには意義があると考えており、継続的な御検討をしていただきたい。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第2号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

続いて、第3号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

[第4号議案] 資格審査会委員及び同予備委員、綱紀委員会委員及び同予備委員、懲戒委員会委員及び同予備委員並びに綱紀審査会委員及び同予備委員選任を理事会に一任する件

議長は、第4号議案「資格審査会委員及び同予備委員、綱紀委員会委員及び同予備委員、懲戒委員会委員及び同予備委員並びに綱紀審査会委員及び同予備委員選任を理事会に一任する件」を議題に供した。

井口副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

資格審査会、綱紀委員会、懲戒委員会及び綱紀審査会の委員、予備委員の任期は、いずれも2年となっており、資格審査会及び懲戒委員会の委員、予備委員の任期が2021年10月31日に満了する。

また、綱紀委員会委員の半数及び予備委員全員並びに綱紀審査会委員11名中6名と予備委員全員の任期が2022年3月31日に満了する。

2021年10月31日に任期が満了する資格審査会及び懲戒委員会の委員及び予備委員の後任の選任と、2022年3月31日に任期が満了する綱紀委員会委員の半数及び予備委員全員並びに綱紀審査会委員11名中の6名と予備委員全員の後任の選任について、今後開催される理事会に一任し、理事会での選任をもって総会における選任とすること、また、委員及び予備委員が任期途中で欠けた場合の補欠選任についても、同様に理事会に一任することを御提案する。

その後、議長から質疑及び討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、第4号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

[第5号議案] 会則中一部改正（弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設。外国特別会員関係）の件

[第6号議案] 会則中一部改正（弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設。外国特別会員関係を除く。）の件

[第7号議案] 共同法人会員基本規程制定の件

[第8号議案] 共同法人会員に係る少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件

[第9号議案] 共同法人会員に係る法律援助基金のための特別会費徴収の件

[第10号議案] 弁護士・外国法事務弁護士共同法人に係る綱紀手続に関する規程制定の件

[第11号議案] 弁護士・外国法事務弁護士共同法人に係る綱紀審査手続に関する規程制定の件

[第12号議案] 弁護士・外国法事務弁護士共同法人に係る懲戒手続に関する規程制定

の件

- [第13号議案] 弁護士・外国法事務弁護士共同法人の懲戒処分公告及び公表等に関する規程制定の件
- [第14号議案] 弁護士・外国法事務弁護士共同法人に係る弁護士会の懲戒の通知に関する規程制定の件
- [第15号議案] 弁護士・外国法事務弁護士共同法人の懲戒処分歴の開示に関する規程制定の件
- [第16号議案] 弁護士・外国法事務弁護士共同法人に関する多重債務処理事件にかかる非弁提携行為の防止に関する規程制定の件
- [第17号議案] 弁護士・外国法事務弁護士共同法人に係る預り金等の取扱いに関する規程制定の件
- [第18号議案] 弁護士・外国法事務弁護士共同法人に係る依頼者見舞金制度に関する規程制定の件
- [第19号議案] 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係）の整備に関する規程制定の件
- [第20号議案] 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係を除く。）の整備に関する規程制定の件

議長は、第5号議案「会則中一部改正（弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設。外国特別会員関係）の件」、第6号議案「会則中一部改正（弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設。外国特別会員関係を除く。）の件」、第7号議案「共同法人会員基本規程制定の件」、第8号議案「共同法人会員に係る少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件」、第9号議案「共同法人会員に係る法律援助基金のための特別会費徴収の件」、第10号議案「弁護士・外国法事務弁護士共同法人に係る綱紀手続に関する規程制定の件」、第11号議案「弁護士・外国法事務弁護士共同法人に係る綱紀審査手続に関する規程制定の件」、第12号議案「弁護士・外国法事務弁護士共同法人に係る懲戒手続に関する規程制定の件」、第13号議案「弁護士・外国法事務弁護士共同法人の懲戒処分公告及び公表等に関する規程制定の件」、第14号議案「弁護士・外国法事務弁護士共同法人に係る弁護士会の懲戒の通知に関する規程制定の件」、第15号議案「弁護士・外国法事務弁護士共同法人の懲戒処分歴の開示に関する規程制定の件」、第16号議案「弁護士・外国法事務弁護士共同法人に関する多重債務処理事件にかかる非弁提携行為の防止に関する規程制定の件」、第17号議案「弁護士・外国法事務弁護士共同法人に係る預り金等の取扱いに関する規程制定の件」、第18号議案「弁護士・外国法事務弁護士共同法人に係る依頼者見舞金制度に関する規程制定の件」、第19号議案「弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係）の整備に関する規程制定の件」、第20号議案「弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する

る特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係を除く。）の整備に関する規程制定の件」を一括して議題に供する旨提案し、議場において異議なく承認されたことから、一括して議題に供し、審議は一括して行うが、採決は個別に行うことを宣した。

三原副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

第5号議案から第20号議案まではいずれも共同法人関係の議案である。提案理由は議案書に記載したとおりで、法律改正に基づくものである。2020年5月22日、第201回国会において、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律が成立した。既存の弁護士法人及び外国法事務弁護士法人と並び、新たに弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行う法人「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」（共同法人）が新たな法人として、制度の中に創設されることになった。

改正法のうち、共同法人に係る部分の施行は、改正法成立から2年6月を超えない範囲内という施行日程になっている。具体的には2022年11月の施行が見込まれている。法改正に基づいて、弁護士法人及び外国法事務弁護士法人と並び共同法人が法人会員として日弁連に登録する場合の手続を定めることが必要になってくる。

来年11月をめどとする改正法施行までに、日弁連は、会規会則などの整備をすることが必要になってくる。

今回の総会において、現在の会員である外国法事務弁護士が議決権を行使することができる議案と、そうでない議案があることから、これを分けて御提案するため、非常に多数の議案数となった。

会規については、既存の会規を一括整備の形で御提案する規定もある。議案数が多いため、なるべく塊で説明させていただく。

第5号議案は、会則の一部改正で、外国法事務弁護士が議決権行使ができる議案についての改正案である。

第6号議案も会則の一部改正であるが、第6号議案は、外国法事務弁護士において議決権行使ができない事項の改正案である。

会則改正について第5号、第6号に分かれているのはこういう背景である。第5号議案での主な改正点が2点ある。1点目は会則第97条の4の新設であり、同条第1項において共同法人を共同法人会員という新たな種別の会員と位置付けている。2点目は、同条第2項で、共同法人会員に関する事項を会規において定めると規定している。

第6号議案は、共同法人の社員又は使用人である弁護士が、個人として業務を受任して行う際に、その旨を明らかにして行わなければならないという規定である。弁護士法人の社員又は使用人である弁護士の場合はかかる規定が既にあるが、共同法人に関しても同様の規定を置くということが相当と考えられたため、この規定を追加するというのが第6号議案である。また、これまで外国法事務弁護士法人の使用人である弁護士については、これと同様の規定はなかったが、弁護士法人と共同法人の社員又は使用人である弁護士と、外国法事務弁護士法人の使用人である弁護士を別に扱う理由はないと考えられるため、外国法事務弁護士法人の使用人である弁護士についても同様の規定を置くこととした。

第7号議案は、共同法人の基本的な事項を共同法人会員基本規程として定め、新規の制定を行うという御提案である。

この議案は、外国法事務弁護士が議決権行使することができる議案である。弁護士法人及び外国法事務弁護士法人の規定ぶりに倣い、会則に一般的な規定を置いて、会規に詳細を委任する体裁としている。

この基本規程の第7章に、会計及び会費という規定がある。これは共同法人の会費についての規定であり、共同法人の会費も、弁護士法人などと同様の方法で徴収することとしている。

ただ、法人の種類変更ということがある。弁護士法人と共同法人が種類変更を行うことが発生するわけであり、その場合の会費の徴収方法については、重複であるとか、未払いということが生じないように、例えば年度途中で変更があった場合には種類変更があった月から種類変更後の法人として、種類変更後の人数を基準とした会費を納入するという形とされている。

執行部は、昨年8月6日から10月30日まで、各弁護士会と関連委員会に意見照会という手続をした。その際、反対の意見はほぼなかったため、このような会費徴収の手続ということで規定させていただいた。

第8号議案と第9号議案は併せて御説明申し上げる。弁護士法人の場合には、少年・刑事財政基金のための特別会費を頂いており、また、併せて法律援助基金のための特別会費の納入ということもお願いしている。

共同法人の場合も、この二つの特別会費の納入義務を同じように課するという枠組みにさせていただいた。この議案は、外国法事務弁護士が議決権行使することができる議案である。共同法人は、弁護士が社員であるため弁護士法人と同様に弁護士法第3条に規定する業務全般が可能である。

そのために、少年保護事件付添援助事業、刑事被疑者弁護の援助事業、その他法律援助事業に係る事件も当然取り扱うことは可能であるため、共同法人には、これらの二つの特別会費を担っていただくことが相当であると考えて、これを提案する。

金額の算定については、この二つの援助事業ができるのは弁護士である社員であるため、その人数のみを算定の基準としている。

この点も、昨年8月からの意見照会の際に多数の弁護士会と関連委員会で、この内容に賛成であるという御意見を頂いた。

第10号議案から第15号議案は、共同法人の懲戒手続関係であり、外国法事務弁護士も議決権行使をできる議案である。

主として共同法人に関わる綱紀手続、綱紀審査手続、懲戒手続、懲戒処分の公告、公表等、懲戒の通知、懲戒処分歴の開示などに関するものである。基本的には弁護士法人、弁護士と同じような形の懲戒制度が採択されている。

例えば、第一次的な懲戒権というのは各弁護士会にあるが、日弁連も適当と認めるときは独自に懲戒権行使することができることとされており、これは同じ枠組みである。そして、事案の調査、審査、これも各弁護士会、場合によっては日弁連の綱紀委員会、懲戒委員会、綱紀審査会という形であり、これも基本的に同じである。

一つだけ御説明を付加したほうがいいと思うのは、特にこの場合の手続において、外国法事務弁護士の方の懲戒に関わる便宜を考え、共同法人では代理人と並んで、外国法事務弁護士を補佐人として選任できるとしていることである。これは共同法人には、弁護士という社員と外国法事務弁護士という社員が両方いるので、外国法事務弁護士の方が補佐人として選任できるとするものである。

懲戒手続についても昨年8月に意見照会をしたところ、多数の弁護士会及び関連委員会から本提案内容に賛成であるという御意見を頂いている。

第16号議案から第18号議案は、共同法人の多重債務処理事件の非弁提携の防止に関する規程、預り金の取扱いに関する規程、依頼者見舞金制度に関する規程である。

この議案は、外国法事務弁護士も議決権行使ができる議案である。共同法人は、弁護士法人と同様、弁護士法第3条の法律事務全般を業務範囲とする法人であるため、この三つの制度、すなわち多重債務処理に関する非弁提携防止、預り金、依頼者見舞金について同様の規律を課すということである。

ただし、依頼者見舞金は弁護士の横領行為のみを対象とするものであり、外国法事務弁護士の横領行為については支給対象外である。

共同法人の業務で横領行為が発生した場合、弁護士の横領行為のみについて支給対象とし、外国法事務弁護士である社員等の横領行為は支給対象外とするということで、現行の規律と同様の枠組みを取っている。

その金額について、理事会で議決する上限額は現行の弁護士及び弁護士法人に関する見舞金と同額で、1年度当たり1億円をめどとするという附則を設けることにしている。

なお、多重債務処理事件に係る非弁提携、預り金、依頼者見舞金の三点についても昨年8月に弁護士会及び関連委員会に意見照会を行い、多数の弁護士会及び関連委員会から賛成という御意見を頂いた。

第19号議案は、共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う既存会規の22点の一括整備規程である。改正点は主に三つある。まず本改正法により法律の名称が変更し、枝番が整理され、条文番号も変わったため、日弁連の会規会則もこれを一括で今回整備するという対応をした。

2番目は既存会規に共同法人を入れていくということがあるので、その追加改正である。それから、そういったことをすると平仄合わせが多数出てくるため、そういう箇所の改正でかなり技術的な改正である。これは外国法事務弁護士の方は議決権行使することができる議案である。

第20号議案は、第19号議案と同じく、法改正に基づく既存の会規の15点の一括整備であるが、こちらは外国法事務弁護士の方の議決権行使ができない議案である。

以上が第5号議案から第20号議案までの提案理由の説明である。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

議長は、質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

上田英友会員（福岡県） 「第5号から第20号までの議案について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

私は、2020年度日弁連の副会長を務め、そのときに本件を担当させていただいた。本議案は、昨年5月22日、国会において成立した外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律を根拠とする日弁連会則会規の整備に関する議案である。

まず、共同法人制度の創設に至った経緯について述べる。2008年、日弁連と法務省が共同で設置した外国弁護士制度研究会によって、共同法人制度の創設に関する検討が始まった。その後、同じく共同で設置した外国法事務弁護士制度に係る検討会及び外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会において、外国法事務弁護士の職務経験要件の緩和と共同法人制度創設を前提とする諸制度の検討、外国法事務弁護士の国際仲裁事件の範囲の拡大と商事紛争に関する国際調停代理の規定の整備に関して慎重な検討が重ねられた。

このように長年にわたって検討が進められ、その結果を踏まえて昨年法改正がなされ、共同法人制度が創設されたものである。社会経済のグローバル化に伴い、企業が複雑かつ困難な国際紛争に直面し、法的サポートを求めることも多くなっている中で、我々弁護士が提供する法律事務もより一層の国際化が求められている。

そのような情勢下において、共同法人制度は、弁護士と外国法事務弁護士が法人組織によって事業の共同化を図り、日本法と外国法のワンストップサービスを提供することが可能となる制度として、企業の海外展開や国際紛争に対する法律サービスのニーズにも応えられるものと思料する。

については、共同法人制度のスムーズな導入と運用開始に向けて、日弁連及び各弁護士会の会則会規を整備し、体制を整える必要がある。

次に、会則会規の整備スケジュール等について述べる。改正法の共同法人制度の部分は、来年11月には施行されるものと思われる。その施行に合わせて会則会規の改正を行うことが必要となる。

共同法人は、弁護士法人及び外国法事務弁護士法人に並ぶ新たな法人区分であり、制度の導入に当たっては、各弁護士会も施行日までに会則会規を整備する必要がある。

したがって、各弁護士会の準備スケジュールを考慮した場合、まずは本総会において日弁連の会則会規の改正のための本議案を承認することが必須である。以上の理由から、第5号から第20号までの議案に賛成する。」

芦田会員（東京） 「議案そのものには、特に問題は持っていないが、後で反対に手を挙げるために、反対の経緯を説明したいと思い発言の機会を頂いた。

先ほど第2号議案、第3号議案の辺りで説明があったとおり、今回、300人以上の会員が日弁連のウェブ開催実現を目指して会員提案という形で議案の提出を理事会に求めた。しかし、理事会の方で、これは会規会則の変更にあたるため理事会が承認しないと提案できないという理由から、総会への議案化を拒否された。

一方で、会長は先ほど、去年の総会のときに、来年の総会、今年の総会会場についてき

ちんと全体での決議を経たから、それに従って運営するのは当然のようなことをおっしゃっていたが、そもそも総会に上げる議案を執行部が決めて、しかも会員からの修正を受け付けないというようなことであれば、執行部の土俵の中でしか会員は意見を言えないし、判断をできないということになり、そういう執行部が提案してくるような会規会則の変更については、内容に問題がなくても反対をするという意思を示したいために、私は反対をさせていただきます。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第5号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、出席者の3分の2を超える賛成により可決された。

次に、第6号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、出席者の3分の2を超える賛成により可決された。

続いて、第7号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

続いて、第8号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

続いて、第9号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

続いて、第10号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

続いて、第11号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

続いて、第12号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

続いて、第13号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

続いて、第15号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

続いて、第16号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

続いて、第17号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

続いて、第18号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

続いて、第19号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

続いて、第20号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採

決の結果、賛成多数で可決された。

[第21号議案] 会長選挙規程（会規第19号）中一部改正の件

議長は、第21号議案「会長選挙規程（会規第19号）中一部改正の件」を議題に供した。

矢吹公敏副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

日弁連の会長は2年の任期であり、隔年2月に会員による選挙が行われる。多数の会員の意見が反映される選挙を実施することは、直接選挙制度の制定以来変わらぬ理念であるが、残念ながら投票率は減少傾向にあった。

その中で、2020年2月に実施した前回の会長選挙であるが、過去最高の5名の立候補があったこともあり、2年前の選挙に比べて投票率が9%上昇した。これは、とてもよいことであると執行部は考えている。

日弁連の会長選挙は、よりよい選挙の実施を目指して、また時流に合わせて改正を重ねて現在に至っている。適正な見直しを続けていくという従来の方角に従って、今回は、より候補者を知っていただき、また選挙を履行しやすい形にしなければいけないということで御提案するものである。

他方で、新型コロナウイルス感染症に派生した問題にも対応する必要があると考えている。改正案について御説明する。

まず、郵便投票遅配のときの救済措置の設置、第26条である。現行は、郵便投票は投票日の前日午後5時必着であり、これ以降は投票として一切認めていない。前回の選挙では、新型コロナウイルス感染症という理由で郵便局の遅配等が発生し、心配された。貴重な会員の意思が、このようなことで無駄になってはいけないということで、災害等によって遅配となった投票について、開票に支障のない範囲で有効とすることができるようあらかじめ救済措置を準備するものである。

この点について、選挙管理委員会の裁量でいいのかという御質問があったが、これについては、選挙管理委員会が選挙の公正・公平を取り仕切っている委員会であるという点、それから異議の申出の手続が選挙規程第59条にも設けられているという点から適当であると考えている。

2点目は、選挙公報の発行時期の見直し及びそれに伴う立候補届出期間の短縮である。選挙公報は、各候補者の政策提言を一覧できる有効な媒体であり、早期発行を求める声が多く寄せられた。

特に、公聴会までには是非読んでおきたいという会員の声が多く寄せられたところである。そこで立候補届出期間を2日縮小して、5日から3日にすることを御提案する。印刷は8日かかるが、これによってできるだけ公聴会までには会員のお手元に届くようにしたい。

本年度は会長選挙が予定されており、会場の関係で、1月14日、仙台が最初だということに聞き及んでいる。残念ながらそれまでには間に合わないが、できるだけ早く皆さんのお手元に届けたいということで改正をお願いする次第である。

3点目は、納付金制度の見直しである。直接選挙制度の開始当初から、候補者が選挙費用の一部を負担すること、それから立候補の乱立を防止することという2点を目的として、納付金の支払を求めている。

前回選挙では、多くの候補者から選挙に伴う金銭的負担の大きいことが指摘された。資金力がなければ立候補は難しいということは望ましくないと考えている。一定の支持を得られた候補者に対して、300万円の納付金のうち200万円を返還することを御提案する。

従来の制度趣旨は返還をしないというものであるが、これを直ちに全廃するのではなくて、今後の運用状況を検証して見直しを行うということで、5年後の見直し規定も附則に規定させていただいている。

この点について、一弁護士会の最高得票を取った場合、それから3%の得票数を取った場合に限られるのはどうかという意見もあったが、これまでの候補者は4%以上の得票率を得ていること、弁護士会がやはり重要であるということから、一弁護士会、3%という規定にさせていただいている。

次に、第56条のファクシミリ利用の解禁である。選挙運動は2015年に立候補者のウェブサイト、電子メールの利用を認めた。それぞれ手段を拡大しているが、文書による選挙運動は、郵便はがきとポスターに限定したまま現在に至っている。郵便はがきは4万人に送付すると1回で250万円を超える費用となるため、経済的な理由により発行枚数を抑えるという候補者も見受けられるところである。そこで、より低価格で多くの情報を掲載できるファクシミリの利用を認めることを提案する。なお、ファクシミリを受信したくないという会員については、送信停止の連絡をしていただければ、ファクシミリによる書面の送付はできないということにしている。

最後は禁止事項の見直しである。現行規程では、会員、会員以外を問わず支援者からの寄附は禁止事項に当たらないが、会員以外の特定の個人や団体から寄附を得ることは、日弁連の独立性を疑わせるおそれがあるため、選挙期間中の会員以外からの寄附を禁止するもの(第58条)である。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

及川会員(千葉県) 「3点御質問する。納付金の目的は、立候補者の乱立を防ぐことにもあるという御説明であった。乱立が何を意味するかというのは不明確であるが、少なくとも改正規定の返金の要件を充足した場合には、乱立ではないということになる。とすると、その場合は、多数の会員の意思を反映した選挙という直接選挙制度の理念に合致するということになるため、一部であれ選挙費用を立候補者に負担させる合理性はないということになると思われる。それにもかかわらず、100万円を負担させる理由について御説明いただきたい。

2点目は文書による選挙運動について。はがきに加えファックスも認めるということで大変画期的な改正であろうと思う。ただ、合計して3回以内に規制をされるということであるが、これは余りにも厳しい規制ではないかと思う。その厳しい規制を維持する理由について、お聞かせいただきたい。

3点目はウェブサイトとeメールによる選挙運動について。今回は、規制緩和がなかった。これは非常に大事な選挙運動のツールだと思っている。今回、この規制を緩和しなかった理由についてお聞かせいただきたい。」

矢吹副会長 「まず、一つ目の納付金100万円を返還しない理由ということについては、立候補の乱立を防止するということと、選挙費用の一部を負担していただくというこれまでの立法趣旨は変わらないということである。

立候補の乱立については、当選を目指して努力して選挙活動を何にもしない方とか、それから売名行為のため立候補するような方だというように理解しているが、今、及川会員がおっしゃるように、3%、それから一弁護士会を取れば、そうではないのではないかという御意見は拝聴する。

しかしながら、これまでの経緯で、100万円、200万円、300万円と、歴史的に納付金をインフラに応じて上げてきたが、今般それを元の100万円だけは御負担いただくということに改正を一旦させていただいて、5年間の状況を見て、また検討をしたいと考えている。

はがき、ファックス合計3回しか発信できないのはどうしてかということであるが、はがきの代替手段としてファックスを導入したということで全体の通数は維持している。これは、受け取る方もファックス、特に会員数が多い事務所では、ファックスが非常に多い枚数来るということで、確かに1回目を受領したら受領拒否ができるわけだが、それにしてもかなりの通数、その1事務所で見ると、その利便性も考え、現在の3回という全体的な通数は維持をさせていただいている。

3点目のウェブサイト、eメールでの選挙活動については、御指摘のように、平成28年、平成30年、それから令和2年の3回実施しているため、その経験を踏まえ、改正をし、見直しをしていくという時期ではないかと思われる。しかしながら、今回の改正までにはそこまで結論を出していないため、今後の検討課題ではないかと考えている。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

及川会員（千葉県） 「私は2020年の選挙に立候補させていただいた。でも、何かすごい制約があるなというのを肌で感じた。選挙に何千万もかかるぞと言われたが、結局、私の選挙では皆さん戦っていただいた方の努力で800万円で何とか収めた。

だけどやはりお金かかり過ぎだなと思う。800万円のうち300万円が納付金であった。取られっきりであり、それはちょっとあんまりではないのかなと思う。それを覚えていただけるということで選挙管理委員会から照会が来たときに本当に嬉しかった。見てくださったんだなと思って。今日の提案理由にも、選挙が活性化して、投票率が上がっ

たということについて、評価されていたので、本当に嬉しいなと率直に思っている。

よって、今回の改正には賛成する。ただ、お願いしたいのは、100万円返していただきたい。なぜ取られたままなのかどうしても納得できない。そこをもう一度考えていただきたいという留保を付けた上での賛成である。

それから、はがきはすごいお金がかかる。この提案理由にも書いてあったが250万円もかかる。私の選挙のときには、はがきが1回しか出せなかった。もっと言うと、お金がなくて、1回も出せない危機だったが、それでは格好悪いらしいということで、本当に大口の寄附を寄せていただいて、何とか1回だけ出すことができた。でも、やはりそれではおかしいのではないかと思う。それに、ポスターもあるけれども、今時はがきだけかという話だ。文書による選挙運動がはがきだけ、しかも3回しか出せません、お金のない人は1回も出せませんと。それはやはりおかしいと思う。

今日、若手の先生がいろいろ意見を言われていたが、そういう方々がどんどん選挙に出ていただければいいのかなと思うが、それを阻んでいる。だから、今時はがきだけというのはあり得ないと、それを変えていただいたのは大変有り難いが、ファックスだけかという話もあるし、3回だけかというところが、やはりまだ改正の必要があるため、お考えいただきたいと思う。

三つ目は、やはりウェブサイト、eメール、これは候補者しか出せないということになっているが、そうすると大派閥の候補者は、派閥のメーリングリストに流せば伝わるわけである。ただ、そういう派閥がない候補者は、圧倒的に不利である。これは候補者しか出せないとなっているからである。

候補者だけではなくて、候補者を支援している方がメールを出せる。SNSを使える。そして、それをつなげていく、ネットワークで意見を伝えていくということが、日弁連の民主的な合意形成には不可欠だと思っている。

この点今回全く改正がされなかったが、ウェブやメールによる選挙運動を全面的に解禁していただくように求める。以上の前提の上で、賛成する。」

平沢郁子会員（東京） 「以前、選挙管理委員会を担当していた関係で、自分の経験も踏まえて賛成の意見を申し上げたい。

今回の改正は、日弁連会長選挙に関して幾つかの点で、改正するものであるが、内容は非常に実質的なものと思われる。内容的に大方の賛成を得られる案で、意見照会の結果もおおむね賛成であると聞いている。昨年の選挙では、コロナ禍による郵便の遅配という思いがけない事態が起きたことを踏まえて、対応に苦慮したが、そのような災害の場合に万が一郵便投票が遅れた場合に備えて、選挙管理委員会の判断を要件として救済規定を置いたのは適切な改正だと思われる。選挙管理委員会では、非常に公正な判断をなされているのを拝見して、これで実質的な公平が図れると思って安心した。

立候補期間の短縮の御提案も公聴会前に選挙公報が会員に届くことを目指すものであり、これまでの立候補の実態を見て、支障がない変更であるため、もとより異存はない。

文書による選挙活動としてのファクシミリの利用も、もっと前から解禁されてもおかしくなかったとすら思っている。ファクシミリが一般に使われるようになったのは、調べた

ら1971年頃ということらしい。そうすると、この規定が置かれた1974年時点では、弁護士のところにもそもそもファクシミリがなかったのかもしれない。その意味では、やっとな時代に追いついてきた改正ができるようになったのだと思う。

それから、納付金の見直しである。経済的な事情によって立候補をためらうことがないようにするためのとても控えめな改正であり、妥当な改正かと思われる。最多票を得た弁護士会がある候補者又は得票率が有効投票総数の3%以上の候補者であること、300万円の納付金の額には手を付けなかったが、200万円は返還するという制度であるとともに、更に見直し期間も置くという、とても慎重な規定であるため実際の運用を考えるととても妥当な改正案だと思う。

私の所属する東京弁護士会では、会長選挙の場合、立候補の納付金は30万円で、有効投票数の10分の1に達しない場合は返還しないという規定になっている。それでも候補者の乱立にはなっていないので、300万円をもっと下げてもいいのではないかという意見もあったほどであり、今回の慎重な改正案にはもとより異存はない。

結論として、全て妥当な改正案だと思うので賛成する。」

栗田会員（第一東京） 「今の選挙に関する規定に関するところであるが、選挙のときの電話をどうにか規制してほしい。

ここにいる先生方は、きっと多くの方は弁護士会で派閥に所属されていたりだとか、会務活動を熱心にされている先生方が多いと思うので、あえて申し上げさせていただきたいが、大抵若手会員が駆り出されることが多い。日弁連の会長選挙でもそういうことがあれば、弁護士会の選挙でも起こる。

それ自体、私は否定的な感情は個人的には持っていないが、及川先生のお話を聞いていて、やはりマンパワーがないとどうしようもない。マンパワーがある、支援者がいる、及川先生が800万円で選挙をしたとおっしゃられていたが、選対事務所などを借りれば当然800万円で済むわけがないだろうと。大抵勝つような先生は選対事務所などがあって、そこに若手がいっぱい来て、いろいろと用意されていて、電話がかけられて、そういうふうになっていると思うが、確かに及川先生の事務所からうちの事務所に電話は来なかった。

結局そうすると、お金が全てになってしまうと思う。当然、規制の中でお金をかけるかけないということで、回数制限とかあると思うが、そうであるならばきちっと政策で勝負してほしいという気持ちがある。

選挙の際には、選対広報や討論会だけではなく、共用でフォーマットを作って何か全国でもっとできるようにするとか、今時ウェブで活用できるようにするとか、そういったことも踏まえたことを今後考えて行ってほしい。

選対事務所とかに行き、歴々の御高名な先生方などがコツコツと若手会員に電話をかけている姿を見ると、何て社会的に無駄なんだろうと思ってしまう。何でこれだけの歴々の先生が、そろってこんなことをしなければいけないんだろうと思う。もちろん日弁連の会長選挙に勝つというのは、それだけの価値のあることだと思うが、何かちょっとやるせなさを感じるのだから、そういったことも踏まえて執行部で御検討いただきたい。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

第21号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

〔第22号議案〕 第73回定期総会開催地を東京都に決定する件

議長は、第22号議案「第73回定期総会開催地を東京都に決定する件」を議題に供した。

神田副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

第22号議案について御説明する。日弁連の定期総会は、会則第37条において、前年の定期総会においてあらかじめ指定された地において開催すると定められており、慣例として1年おきに東京と地方で交互に開催されている。

今回の開催地は、広島県の予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、会則第37条ただし書に基づき、理事会の議を経て東京都に変更した。1年おきに東京と地方で交互に開催するという慣例によると、今回の開催地は東京都に変更したので、次回は地方開催になると思われる。

しかし、2019年度に開催された第70回定期総会において、西暦が偶数である年度は日弁連会長の就任直後の定期総会となることから、地方開催だと開催地弁護士会や事務局の負担が大きいことから、その負担を軽減するため日弁連会長の就任直後の定期総会は、東京開催となるように慣例を入れ替えて開催の順序を決めている。

次回、第73回定期総会は正に日弁連会長の就任直後の定期総会となるため、第70回定期総会において、開催順序の慣例を入れ替えた趣旨に鑑みて、開催地を東京都に決定することを提案させていただく。

議長から、質疑及び討論を一括する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、議長は、質疑及び討論を一括して行う旨を宣した。

芦田会員（東京） 「予算のところでも確認をさせていただいたが、東京開催の場合、クレオで開催するかを確認をさせていただきたい。」

神田副会長 「現時点では、クレオ開催を予定しているが、絶対に変更しないというところまでは申し上げかねる。

定期総会の開催地は、前年の定期総会において、あらかじめ指定された地において開催するという文言になっている。これまで都道府県又は市まで特定したことがあったようであるが、その限りで総会で承認を得て開催をしていた。

恐らく、御質問の趣旨は、この場で場所まで特定できないかという趣旨も含むものかと理解している。ただ、会則では、この第37条とは別に第35条という条文があり、その第3項で、招集通知に会議の日時、場所及び目的たる事項を示さなければならないということが規定されている。

このように会則が、地という言葉と場所という言葉を使い分けていることからすれば、現時点で場所まで決めなければならないということにならないので、東京都として特定すれば足りるものと考えている。」

北会員（東京） 「総論として反対するものではなく東京開催に賛成であるが、それを前提として意見を述べる。やはり2年連続で東京で開催するととなると、東京から離れた地域の先生方は、なかなか参加が難しくなるのではないか。先ほど、別の予算のほうで意見陳述をさせていただいたが、私たちとしては、オンラインへの移行というものを継続的に主張しているものではあるが、それに限らず次回東京で開くのであれば、地方弁護士会の先生方がこういった議論を傍聴したり、可能であれば遠隔地で議決の投票もできるというような行使がしやすくなるという体制も、今回は是非構築していただければと思う。そういった対応をしていただければという前提ではあるが、東京での開催自体には反対するものではない。」

議長は、他に質疑及び討論がないことを確認し、質疑及び討論を終了して採決に入る旨を宣した。

第22号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

[第23号議案] 宣言・決議の件「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う法的課題や人権問題について引き続き積極的に取り組む宣言（案）」

議長は、第23号議案「宣言・決議の件」として、「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う法的課題や人権問題について引き続き積極的に取り組む宣言（案）」を議題に供した。

十河弘副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

まず、提案に至った経過について説明する。本日、定期総会は、開催地となったここ東京を含めて複数の地域が緊急事態宣言下に置かれた開催となった。私たち日弁連執行部だけでなく、本日この会場で参加されている皆様や、全国各地でこの総会を御覧いただいている皆様におかれても、いまだ続くコロナ禍において、どのように弁護士として職務、使命を果たすのか、悩みや苦労、葛藤とともに、日々活動を続けていらっしゃることと思わ

れる。

本議案は、我々の社会や生活を劇的に変化させ、そして、今なお、収束の気配の見えない新型コロナウイルス感染症の拡大について、新たなものを含めた法的課題や人権問題に対し、日弁連として引き続き積極的に取り組むということ、どう臨むのかということ宣言したいというものである。日弁連は昨年9月に開催された定期総会において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う法的課題や人権問題に積極的に取り組む宣言を採択した。ここでは、法的課題の解決及び人権の擁護に向けて真剣に真摯に取り組むこと、弁護士や弁護士会の業務の持続とともに、裁判所等の関係機関と協議連携して、市民の司法アクセスの確保・維持に尽力することなどを宣言した。

皆様も御承知のとおり、その後もコロナの拡大は止まることを知らず、昨年冬には更に急拡大し、近時では、より感染力が強いとされる変異ウイルスが各地で発見されるなどしている。

このような中で、市民や事業者は、いろいろと制限をされ、そういった環境に置かれ続け、失業者の増加、母子家庭、母子世帯の貧困、生活苦による債務増大、女性や若年者の自死、ステイホームとドメスティックバイオレンス、事業者の資金繰り悪化や倒産増加など、やまないコロナ禍は新たな問題を交えた法的課題を我々に突き付けている。

日弁連が本年2月から3月にかけて実施した相談事例収集の傾向を見ると、最近では借入金に関する相談や、公的支援制度に関する相談の割合が増えている。また、感染者、医療従事者、福祉施設関係者などに対する誹謗中傷、そのような家族に対する差別・偏見等も生じている。さらに本年2月に実施されたいわゆる感染症法と特措法の改正では、罰則を伴う規定の恣意的運用や差別・偏見を助長するおそれもある。現在、全国的なワクチン接種が開始されているが、過度の接種勧奨による自己決定権侵害や、接種を選択しなかった人に対する差別・偏見など、新たな人権問題も発生し、日弁連の実施したワクチン接種に関する電話相談にも多数の事例、208件ほど寄せられている。

本宣言案の内容について御説明する。前半において、現在の社会情勢や市民、事業者を取り巻く法的課題の存在とそれらに対するここまでの日弁連の取組を、特に昨年度、全国の弁護士会、弁護士の協力の下で実施したホットライン企画等の結果も踏まえた記述をさせていただいている。後半においては、コロナ禍におけるとりわけ人権問題について、過去の感染症、ハンセン病等に関わる差別・偏見の歴史も振り返りつつ、昨年度に行った日弁連の取組・提言も踏まえて、改めてその懸念には問題意識を表明している。

日弁連は、昨年度荒執行部発足直後の4月理事会において、COVID-19対策本部を立ち上げ、関連する委員会と連携しながら、このコロナ禍をめぐる事態を災害と位置付け、様々な提言と取組を行ってきた。昨年度、コロナ関連で発出した会長声明・談話は22本にも上る。また、コロナ関連の電話相談や人権シンポなどにも取り組んできた。我々はこの取組を新たな要素も含めて継続する必要があると考えている。

これまでに触れた市民、事業者を取り巻く法的課題や人権問題に取り組むことは、我々弁護士の使命からして本来的な職務であり、責務である。それは昨年度の宣言での確認からも変わらないものである。この責務を果たすため、本宣言案でコロナ禍に対し日弁連として引き続き粘り強く、適時かつ的確に取り組むことについて、三つの宣言をすることを

提案させていただく。

一つ目は、発生する法的課題や人権問題に対し、様々な法的サービスの提供手段を駆使して、引き続き全力で取り組むとともに、弁護士会及び法律事務所の感染防止対策を情報提供するなど、弁護士が法的サービスを提供し続けられるように日弁連としても努めること。

二つ目は、差別・偏見に関する相談態勢の整備や被害救済のために国や自治体、弁護士会と日弁連とで連携した取組に努めること。

三つ目は、法改正やワクチン接種等の国の施策について、感染防止の名の下で人権侵害が起こるようなことがないように、日弁連としてしっかりと監視し、今後も問題提起や提言を積極的に行う、もしそのような問題が発生した場合は、迅速にその対応に尽力するというものである。

収束の見えないコロナ禍がもたらす法的課題や人権問題に対し、我々弁護士、弁護士会は、これからも一丸となって取り組んで行くことが必要だと考える。今後に向けて現状認識や問題意識を踏まえて、日弁連の課題とこれからの取組姿勢を示す宣言としてここに提案する。本日の総会で決議いただき、日弁連、弁護士会、各会員がコロナ禍に立ち向かい、法的サービスの提供や各種人権擁護活動を通じて、市民の生活権利を守る旺盛な活動につながってまいりたいと考えている。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

栗田会員（第一東京） 「宣言案第5段落に、「さらに、全国的なワクチン接種が開始されたが、ワクチンの有効性及び安全性に不安がある中」という記載があるが、この不安がある中でという文言がすごく気になっていて、これは不安がある人がこの後の後段に続いている。自己決定権が侵害されるおそれがあるから打たなくてもいいようにしていこうということなのか、それとも、そもそもこのワクチンに不安があるということの日弁連として宣言するということなのか、どちらなのかの御回答願いたい。」

岩崎副会長 「日弁連は、宣言の理由中でもその趣旨に触れているところであるが、本年2月19日付けで新型コロナウイルスワクチン接種に関する提言書を理事会で決議し、公表している。その中でもコロナのワクチンに対する期待が高いことは認識しつつ、それでも非常に短期間のうちに開発され、また従来にない新しいタイプのワクチンも多いことや、将来的な副反応までは当然ながら未知数であること、そして、現時点でも副反応の発生は事実として報告されていることなどから、様々な有害事象の発生が否定できないということを指摘している。これは日弁連の見解として指摘しているところである。

ワクチン接種は自由意思に基づく決定の前提として有効性、必要性、安全性等について、事前に十分な情報公開、情報提供がなされなければならないという視点から、不安が否定できない以上、それは不安はあるとも言えることから、当該表現で提案しているものであり、したがって、この不安というものは、日弁連の評価の記載ということである。

言い方を変えると、日弁連が医学的見地から何か問題があると言っているものではない。

新しいワクチンについて、不測の副反応の懸念が誰にも否定できないという状況があるということ、そういう一般論を不安という言葉で表現したものである。事実、既に副反応の情報は発せられているところであり、また、5月の14、15の両日に実施した新型コロナウイルスワクチン接種に関する人権差別ホットラインにおいても、市民の方々から不安の声が寄せられている。」

栗田会員（第一東京） 「一般論となるが、およそワクチンである以上、副反応がないということはありません。その不安をあえて日弁連がその不安という言葉を使ってまで世間をあおり立てる必要があるのかということが、まず気になる。今、不透明なというふうにおっしゃったが、不透明なのは間違いないと思うし、それは新型なので当然だと思うが、であれば、不安ではなくて、不透明とか、そういう記載をすべきではないか。不安という言葉を使ってホットラインに電話がかかってきた、不安だという方がいる。それはそういう方もいると思われるが、そういう方がいるから、日弁連としても不安だという評価をするということとはあまり関連性がないように思う。」

岩崎副会長 「現実問題として今の御質問と同じ内容の繰り返し、御質問の言葉を引き取るようなことになるかもしれないが、実際に新型コロナウイルスワクチンの接種をためらうというその心理的な動機としては、不安があることは紛れもない事実であるので、それを不安という言葉で表現したということである。」

北会員（東京） 「宣言の中に「ワクチンの有効性や安全性に対する不安がある中」という記載がある。個々の会員の心情や一般の方の心情として、不安、そういったお考えがあるというのはもちろん理解するところではあるが、日弁連の宣言の一部としてこの一文をわざわざ含めた趣旨を御説明いただきたい。」

先ほどの回答にもあったが、日弁連には医学的な見地を判断する能力はないはずである。その状態で日弁連が不安を抱いている、国民の方々が不安というのは、それはあり得る話であるが、日弁連の宣言として、日弁連が不安という言葉を使う理由について、御説明願いたい。もちろんワクチン接種に対する自己決定権の尊重や差別の対策は重要というのは、そのとおりではあるが、それを導くのにワクチンの有効性・安全性に不安があるという表現を使う趣旨を御説明いただきたい。」

岩崎副会長 「先ほどの説明と重なるが、ワクチン接種が自由意思に基づく決定であることの前提として、有効性・必要性・安全性等について、事前に十分な情報公開、情報提供がなされなければならない視点から、不安が否定できないということをもって不安があると言えることから、当該表現で提案したものである。もとより日弁連が医学の見地から何か新型コロナウイルスワクチンに異議を呈しているとか、その有効性に問題を指摘しているということではない。」

三輪会員（第一東京） 「この取り組む宣言は、別に異論がないというか、様々な法的

課題や人権問題に適時かつ的確に対処すると言われたら、誰も反対できないと思うが、お答えいただきたいのは、この市民や事業者に対して提供する法的サービスというのは、会員に例えば無料相談をさせるとか、そういうダンピングというか、弁護士を安売りするというのも、安売りするというふうに言ったら、そうじゃないと言われるかもしれないが、そういう弁護士の業務をたくさん無料で提供するということが、社会貢献というか、人権保護につながるというふうに考えてこの宣言案を策定されたのかどうか、そこをお伺いしたい。

「というのも、コロナウイルスの感染拡大で影響を受けているのは、弁護士もそうだと思うからである。そういう弁護士も経済的に打撃を受けているにもかかわらず、市民の方が困っているから無料で法律相談やりましょうというのは、あまり賛成しにくいと考えているので、法的サービスの提供の方法について、具体的に教えてほしい。」

十河副会長 「我々が行う法的サービスは、社会的にも非常に価値の高いものであり、一人ひとりの弁護士が行う業務は、専門性に裏付けられている経済的価値もあるものだとすることを当然の前提としている。この宣言があるからといって、ダンピングであるとか、安売りであるとか、無料化であるとか、そういった方向に行くというふうには思っていない。こちらで申し上げている点は、市民サービスのためにあらゆる手段を駆使するということであるが、それはもちろん会内合意をきちんと経たないと、具体的なサービスはできない。

日弁連は、各弁護士会とは異なり、法律相談の窓口を持っているわけではない。各弁護士会、皆様の御協力を得ながらでないと、どのような施策も進めることはできない。そのように認識をしている。これまで実行してきた各種政策についても、様々な場において、各委員会での議論、対策本部での議論、理事会での御説明、各場での広報などを通じて会員の皆さんの御理解を得つつ進めてきており、今後もそのように進めてまいりたいと考えている。」

白井会員（第二東京） 「三輪先生がおっしゃったことと少し関連するが、昨年の法テラス特措法案が衆議院に上程されて、個人でも資力要件を付さないで法テラスが利用できると。また、自民党に対しては、コロナに関連する件については事業者も法テラスを利用できるという案が出されたことがあり、会員は非常に驚いたわけだが、それについては、日弁連の執行部のほうから提案があったのだと各政党からお話を伺い、さらに驚いた。法案まで行ってしまっているのです、そこから会員に周知して意見照会するということにもならないかという状態まで行ってしまっていたわけだが、今回のこの宣言案については、やはり同じような不安がある。

それで、お聞きするが、理由の中に関係省庁や関係団体と連携により支援を行うとあるが、この関連団体とは、法テラスも含まれる可能性があるか。

それから、コロナ関連事件について、資力要件なく法テラスを利用できるようにしたり、事業者も法テラスを利用できるようにするというのも含まれる可能性はあるか。この連携ということについてお聞きしたい。

三つ目、これで最後であるが、法テラスの利用枠拡大を政党に提案したり、また日弁連としてそういった案に対して賛成の意見を述べる前に、会員に十分意見照会をされる予定はあるか。」

十河副会長 「昨年度の件については、新型コロナウイルスに関連する法的課題に対応するための労働相談、賃料問題、ADRの設置、雇用調整助成金の審査、支給事業への弁護士派遣等の検討の施策のアイデアを幾つか紹介をしたと聞いている。その中の一つのアイデアとして、先ほど御指摘のあったものが含まれていたと伺っている。

今回の関連団体に法テラスが含まれる可能性はもちろん、それは関連団体としてはあり得るが、現時点でその利用枠を拡大するとか、何か要件を緩めるといったことは、議論されていないと承知している。

三つ目の質問については、想定されているものが、具体的なイメージが違ったら指摘していただきたいが、会員の皆様の御意見を踏まえて、いろいろな場で御意見を集約して、各種施策、何か提案があった場合に应じるかどうかは、もちろん議論をした上で、決めていくということである。民主的な手続をきちんととって決めていくということである。」

白井会員（第二東京） 「民主的な手続をとってということであるが、そうすると昨年の法テラス特措法案の提案については、あれは民主的な手続をとったものだと、そういうことになるか。それとも、あれはまだ不十分だということになるか。」

十河副会長 「幾つかのアイデアをお示ししたということなので、従前からの日弁連の活動の会内合意の範囲内の中で、手続を経た上で行ったものであると理解している。」

伊井和彦会員（東京） 「先ほどの御質問であった不安がある中という表現については、恐らく質問をされた方の趣旨は、誤解されはしないかという趣旨だったと思う。

正直、私も改めてそう言われて読んでみると、ワクチンの有効性・安全性に不安がある中ということはこの主文の中で日弁連がこういう表現をすると、殊更にそこだけが取り上げられることもあるため、誤解を招きかねないという気はする。

それを意見で言うと修正動議かと言われてしまうので、そうではなくて、質問という形でさせていただくが、例えばこれを不安を持つ人もいる中としても、全然趣旨は同じだと思う。不安を持つ人もいる中、過度の接種推奨等、こういうことがあってはならないと。そういう表現も可能だと思うが、あえて不安がある中という表現にこだわる理由はあるか。こだわる理由がないのであれば、今申し上げたような、他の言葉でも構わないが、不安を持つ人もいる中とかというように形にすれば、別に我々が判断しているというよりも、そういう人も実際いますよねという中での話とつながるので、何かそういうふうに誤解を招かない表現に変えた方がいいのではないか。

そうしないと、次の討論で恐らくそういう意見がいろいろ出ると思うので、その辺のお考えはあるのかということをあえて質問する。」

岩崎副会長 「御質問、御指摘有り難い。今の点は、そのような不安も呈されている中といったような文言の修正は可能であるとお答えする。

御指摘いただいているのは5段落目で、その不安がある中という部分であるが、例えば、不安が呈されている中とか、不安を持つ人がいる中と、そのような修正対応が可能であるとのお答えする。」

議長は、執行部が議案を修正するのであれば討論において行うこととし、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

栗田会員（第一東京） 「今の執行部の御回答のとおり、不安を持つ者がおりという形にさせていただけるようであれば、本案に賛成する。」

議長は、執行部が議案を修正するのであれば、どういう文言をどこに入れるかを明示するよう述べ、5分間休憩とすることを宣した。

（ 休 憩 ）

議長は、再開を宣し、第23号議案の修正について執行部に説明を求めた。

十河副会長 「今の討論を受けて、執行部として宣言案の5段落目の2行目について、「不安がある中」という言葉を「不安を持つ人もいる中」と変えさせていただく。従前と同じ趣旨を明確化するためと、誤解を与えとの御指摘があったため、表現を修正させていただく。」

議長は、執行部に対し、修正案は原案と同一性を保ったものであることを確認した後、字句修正があったため書面によって議決権を行使する者は棄権として扱うこととし、「不安を持つ人もいる中」という表現に変えた修正案について討論を進めた。

北会員（東京） 「2点意見がある。1点目は、今文言が修正されたため、日弁連としてワクチンに不安を抱いているという趣旨ではないということが明確になったのであれば、よいと思っている。2点目。去年の決議もあり、ここ1年ほど、やはり執行部のほうで弁護士の労働力というものを低額化、無償化する方向での活動がかなりなされていたと判断していること。最近のワクチンホットラインというのも成果として喧伝されておられたが、あれは自治体の顧問、自治体から相談を受ける弁護士の仕事を奪って無償で提供するという方向性のものと考えている。そういった無償化・低廉化する活動の根拠として、こういった宣言が使われるのではないかと危惧している。

加えて、そのような活動をすることに対する説明も非常に不足していると考えている。文言の修正もあったが、修正がこの場で指摘されるまで、日弁連が不安を抱えているかの

ごとくの文言を誰も訂正しなかったというところに関しても、執行部の方々のワクチンとか、コロナというものに対する見解が表れているのかなと感じている。

そういったところもあり、総論としてこの宣誓には反対する。」

福田健次会員（大阪） 「賛成の立場から意見を一言申し上げる。私はこの3月まで、大阪弁護士会の総合法律センター運営委員会の委員長を2年間務めてきた。この間に、新型コロナウイルス感染拡大が発生し、大阪では無料の電話相談を行ってきた。

先ほど、安売りと言われたが、私は決してそんなことは思っていない。大阪では、今年の3月、新型コロナウイルス感染症が発生してから、会内で議論をし、無料法律相談、電話相談を実施するようにした。

当初は、事業者、労働者向けの相談を開始した。その後、緊急事態宣言等発出されたので、4月以降は、総合的な全面的な無料電話相談を現在まで行っている。

批判もあるかもしれないが大阪弁護士会としては、そのように進めることに多くの会員は賛成していただいたと信じている。

この間、大阪・奈良では「アカンコロナ差別ホットライン」を昨年10月に実施した。あと、債務整理ガイドラインが適用されるようになったため、昨年12月にはその関係のホットラインを開設した。

また、日弁連がされている電話相談に全面的に協力してきた。今年の3月から今年の5月末現在で約2,500件の電話相談があった。現在も、1日10件前後の電話相談がある。決して、大阪の自慢をしているわけではない。大阪でも十分な体制がとれているとは思っていない。まだまだたくさんの方が、法律問題含めいろいろな問題を抱えておられると思う。それを全て解消できているわけではないことは、大阪弁護士会でも重々分かっている。

各弁護士会でいろいろな取組をされていると思うが、そういったところに少しでも参考になればと思っている。

今回の宣言では、一つは、ワクチン接種の問題、これから何が起こるか分からないが、そういった問題について、適切な問題提起や提言をすることが宣言案に盛り込まれている。

当然、弁護士会としての責務だと思う。私もこの間、こんな生活になるとは、夢にも思っていなかった。弁護士会、個々の弁護士が様々な工夫をして知恵を出し合って、新型コロナウイルス感染症で問題を抱えておられる市民の方に、法的サービスを提供すること、これは弁護士の、あるいは弁護士会の存在感を示すことになるものと私は信じている。

無料で電話法律相談をすること、継続することが、弁護士や弁護士会の存在感を高めることになると思はれている。皆さん、これはシルバーも若手も関係ない。皆さんが協力して力を合わせて示していくことを私は願っている。この宣言案に賛成する。」

三輪会員（第一東京） 「私は、この宣言案に反対の立場から意見を申し上げる。先ほどの質問の回答では、今年の新型コロナ特措法に関して、各政党への働きかけはアイデアを示しただけだ。なので、会内民主主義の手続を経る必要がないと私には聞こえた。

そういうおつもりではなかったとしても、新型コロナの感染症拡大でいろいろなものが

やはり壊れていっていると感じている。日弁連が、人権とか民主主義とかということを経済に訴えていくに当たって、会内の民主主義の徹底というのをしなければ、説得力がないと思う。

この宣言をやることによって、例えば、私の評価としては不当なダンピングが行われるのであれば、そこまでの同意というのはできない。多くの人が総会に参加していない現状で、一部の参加した人だけで物事が決まってしまうということが、本当にいいのかということ、これから会員も若い人がどんどん増える中で、もっと真剣に日弁連の執行部の先生方には取り組んでいただきたい。

会内民主主義をこれだけうちの組織はやっているんだということが、社会に対しての存在感のアピールになるのではないかと考えている。この宣言案には、会内民主主義の徹底というのが私には感じられないので反対である。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了し、原案中「不安がある中」を「不安を持つ人もいる中」と字句修正した上で採決に入る旨を宣した。

書面による議決権行使は棄権とした上で、挙手による採決の結果、第23号議案 宣言・決議の件「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う法的課題や人権問題について引き続き積極的に取り組む宣言（案）」は、賛成多数で可決された。

議長は、報告事項「令和2年度会務報告の件」に関する質疑に移る旨を宣した。

高山俊吉会員（東京） 「お疲れになっておられるし、あまり話をしないで終わろうかと思ったけれども、どうしても少しでも話したい。

この総会の在り方をオンラインでもやってはどうかという意見が、会則改正を伴うから理事会を経ていないから無理だということになった。手続的にはそうだろうが、それだけの議論が300人を超えて出されたということについて、執行部はどう考えたかということが、やはり問題になる。きちんとした応答があったか。私はそうは思わない。オンライン自体に対してどう考えるかという意見があるけれども、会員の中で大きく意見が出てきている。あるいは、大きくなるかもしれないという問題に対して、どうしてそんなにおじけづく。何で議論をきちんとやろうとしないのか。きちんと議論をして、弁護士だろう。紛争が大きくなることは悪いことでは全然ないだろう。その中で真実を極めていくのだろう。そういう考え方で私たちは仕事をしてるのではないのだろうか。

私は、貸与金の話になってますますその感を強めた。議員には話を少ししているけれども、最高裁などとは協議になっていない。なっていないということはどういうことなのか。できていないというのはどういうことなのか。申入れをしたということなのか。申入れをしようという方針を皆で決めたということなのか。何を言っているのだろうか。

前の菊地会長は、日弁連の会長が集会に参加しないのは、見通しもないときに出るのはおかしいからだと言われた。それはおかしいというのが、総会の選挙の中での候補者としての荒会長の見地だったはずだ。

では、同じ穴の貉だと言われないようにするためには、何をしなければいけないのか。そのことが問われている。4分の1の会員が自費で修習を受ける。受けざるを得ない。それは、谷間とかいう言葉で言われているけれども、私に言わせれば、私もその一人である、公費によって修習を受けられた者の責任だと思う。私自身の問題である。皆さんの中にも4分の3以上、今日、ここにおられると思うのだけれども、皆さんは他人の問題だと思っ
てはいけないと私は思う。自分たちに正義はあるのか。それとも、谷間にさせられた人たちの中に、そういう方針を持った人たちに正義があったということなのか。今戻っている。正確に言う
と戻ってはいないのだけれども、疑問は孕むけれども、貸与制というのは、やはり違っていたということになった。だとするならば、そこを回復するということが本義ではないだろうか。そのために努力をして、努力をして、努力をしても難しいとなったら、そのことを会員と国民と修習生に伝えていくというのが、私たちの責任ではないだろうか。そういう姿勢になっていない。

今日の会議は、いろいろ若い方の発言が多くて、私はとても感動した。けれど、これは執行部の在り方に対する批判なんだ。私はそのように受け止めている。その緊張感、そのことに対する恐れ、その気持ちを持たなかったら日弁連の将来はない。そのことを私はみんなと一緒に確認したくて、少しだけ時間を頂いた。」

議長は、高山会員の発言が意見であることを確認した後、他に質疑がないことを確認し、全ての議事の終了を宣した。

荒会長から次のとおり挨拶があった。

今日は、長時間にわたり多数の議案について、提案をさせていただいた議案、全て御承認いただき感謝している。また、最後には、高山先生から、叱咤激励ということで、私たちは元気を頂いた。

今日、よかったと思うのは、先生方に会費の値下げについて、少し御報告できたこと、そして、少年・刑事とその他の7事業についても、しっかりと会員の皆様方にどう還元していくかの準備をしていることを御報告できたこと。

選挙規程の見直しについて、私たちは時間のないところで、ここまでたどり着いたことを御提案し、御承認を頂いたこと。こういうことについて、私たちがいろいろ提案をさせていただいて、あるいは形にさせていただいたことについて、皆様方に御理解を頂き、結果として御承認いただいたということで、我々は前に進める。

これから臨時総会までの間に、私たちはいろいろやらなければいけないことがある。皆さんとともに、IT化の問題について、前に突き進めていかなければいけない。もちろん、やはり問題点がある。この問題点を乗り越えながらやっていかなければいけない。

あわせて、第23号議案で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う法的課題や人権問題について引き続き積極的に取り組む宣言、日弁連としては、このような宣言・決議をできないでどうするんだという会員がたくさんおられた。そういう中で、私たちはこの宣言・決議案を取りまとめて、今日お諮りをして、そして世に問うことができた。

いろいろ御議論いただき、修正すべき点は修正しということをしていただいた。
それよりも何よりも、この長丁場、議長団の先生方には大変お世話になった。
あわせて、最後までお付き合いを頂いた先生方に感謝の気持ちを込めて、御礼申し上げます。

議長が散会を宣し、第72回定期総会は閉会した。

以 上

(調査室嘱託 田村彰浩 岡田耕次郎)

※定期総会后に第14号議案「弁護士・外国法事務弁護士共同法人に係る弁護士会の懲戒の通知に関する規程制定の件」の採決を脱漏したことが判明しました。